

# 論 説

## 海洋における越境的環境損害と国際民事訴訟

——豪州モンタラ油田噴出事故訴訟——

檜 崎 み どり

- I はじめに
- II 事実関係
- III 関係国の国際条約上の義務
- IV 被害国の対応
- V 豪州の法制度
- VI 豪州連邦裁判所モンタラ油田噴出事故訴訟
- VII 考 察

### I はじめに

越境的環境損害とは、本稿では広く、いずれかの汚染者の活動または行為により引き起こされる環境への有害作用が他の国の領域へ流入し、その流入先の領域において当該作用を被ったことで発現する損害として、定義しておくこととする。

越境的環境損害に関する汚染者の責任を追及する訴訟については、多彩な訴訟があり、大別すると国際法廷での訴訟と国内裁判所での訴訟に分かれ、また国内訴訟では、公的な訴訟（国や自治体に対する行政訴訟）と私的

な訴訟（私人・企業等に対する民事訴訟）に分かれる。本稿では、国内裁判所での訴訟で、かつ私的な民事訴訟のうち、外国の原告が内国の企業を訴えるという点で国際民事訴訟と呼び得る環境損害訴訟を取り上げる。

この間に、企業による対外的な開発投資や事業展開に伴う環境破壊については、域外の住民の人権侵害の問題としても認識されるようになってきている<sup>1)</sup>。以前は、対外投資との関係において、投資受入国と投資企業との共犯の関係性が問われた<sup>2)</sup>が、昨今は、汚染源となった事業や施設の操業に統制を及ぼしている企業の本拠地の国で、域外に与えた損害の責任を追及する民事訴訟が相次いで生じており<sup>3)</sup>、そのような訴訟では、域外の環境汚染を通じた人権侵害に対し、統制を行う立場の企業が事前の対策や事後の対処を十分に行ったこと、すなわち損害拡大防止のために国家的な計画や指標に沿った企業の対策を策定し、域外の被害に対しどのように配

- 
- 1) 環境問題に対する人権アプローチにつき、松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂 2010年）195頁以下。投資保護と人権保護との関係につき、濱本正太郎「人権法の観点から見た投資条約批判の検討—国連人権理事会独立専門家による批判を中心に」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓（編）『国際法のダイナミズム』（小寺彰先生追悼論文集）（有斐閣 2019年）583頁、藤井康次郎・石戸信平・川崎勝暉「人権・環境の保護と国際投資政策—投資関連協定をめぐる近時の動向を中心に」『NBL』1200号（2021）111頁。
  - 2) とくに1990年代にナイジェリアにおいてShellグループによる石油掘削事業に伴うパイプライン敷設に反対した住民らが同国の警察・軍隊関係者によって拉致・監禁・処刑された行為については、国連で途上国への投資による人権侵害の事例として告発され、米国において外国人不法行為法（Alien Tort Statute: ATS）に基づくWiwa訴訟やKiobel訴訟などの一連の訴訟を招いた。Kiobel訴訟については、高杉直「国際不法行為訴訟によるグローバル・ガヴァナンス—米国の外国人不法行為法を素材として—」『国際法外交雑誌』115巻1号（2016）1頁（9頁）、種村佑介「国際法違反の不法行為と国際私法」『国際法外交雑誌』115巻1号（2016）46頁（58頁）。
  - 3) 的場朝子「多国籍企業による『不法行為』に対して民事的救済を求める訴えの国際裁判管轄と人権の保護—EUにおける状況を中心として—」『国際法外交雑誌』115巻1号（2016）20頁（26頁、30頁）。

慮を傾けてきたかの実態が、人権デューディリジェンスの審査手法に沿って、汚染者の責任や注意義務を判断する上で、審査される傾向にある。

国もまた、汚染者たる企業に対する民事訴訟を、被害救済のための国家的な取組みとして捉え、裁判で問われる私的損害の範囲の検証や、汚染者の行為との因果関係の証明について公的に支援するなど、国家的な介入や支援の民事訴訟への浸透が見られる<sup>4)</sup>。

このような変化を、国際私法上で、国際裁判管轄ルールや準拠法の選定に関するルールにどのように反映させるかについて、外国では、目下、検討が進められている<sup>5)</sup>。

また、気候変動訴訟のように、地球規模で起きている無数の行為、つまり一国の領土だけでなく世界中の温室効果ガスの排出により、自国を含む全世界に影響が生じる環境損害を対象とする場合には、物権（財産権）<sup>6)</sup>や不法行為<sup>7)</sup>についての準拠法の選定ルールの解釈にも変化が生じ得る。

---

4) 企業と国家の関係に関する国際法の枠組みについて、阿部浩己「原子力災害と人権」『世界法年報』32号（2013）23頁（33頁）、吾郷眞一「ビジネスと人権—ソフトローの役割」寺谷広司（編）・伊藤一頼（編補）『国際法の現在』（日本評論社 2020年）384頁。

5) EUの取組みとして、2022年2月23日の欧州委員会の「企業のデューディリジェンス（Corporate Sustainability Due Diligence）指令案」の前段階において、欧州議会が作成した2021年2月11日の欧州委員会への勧告案（A9-0018/2021）[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2021-0018\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2021-0018_EN.html)では、附属書のなかで、Brussel I bis規則No.1215/2012に新たに第8条5項および第26a条を追加し、Rome II規則No. 864/2007に新しい第6a条を追加する案が起草されている。欧州での立法の動向について、西谷祐子「国際取引における企業の社会的責任—『ビジネスと人権』をめぐって—」『国際商取引学会年報』23号（2021）（公表予定）。横溝大・ジュリスト1560号（2021）39頁。

6) たとえば気候変動が河川や海洋の沿岸部の土地所有権や水自体の財産権（水利権を含む）に対して影響を与えるとする見方につき、Holly Doremus, *Climate Change and the Evolution of Property Rights*, [2011] *University of California Irvine Law Review*, Vol. 1, p.1091.

さらに、原子力施設や石油掘削施設など、極度に危険な産業施設が所在する国または当該施設に対し監督を行う国においては、事故の防止や事故発生時の責任を施設の操業者等に対して民事賠償責任を負わせる国内法が各国で立法されている。当該施設に由来する事故が生じ、かつ、その国が法廷地となる場合には、そのような国内立法は、抵触法規則により選出される準拠法として、または、準拠法如何にかかわらず適用される絶対的強行的適用法として適用されることが考えられる<sup>8)</sup>。昨今、企業の域外的活動による人権侵害について、国連やEUなど国際機関の主導下で各国が規制のための国内立法を行う方向が見られるなか、法の強行的適用を確保すべく、このような立法を持つ国の裁判所に、優先的あるいは専属的に国際裁判管轄を認めるためのルールを構築することも、域外の人権侵害が問われる民事訴訟では、問題となろう。

本稿で取り上げるモンタラ (Montara) 油田噴出事故の豪州連邦裁判所における訴訟は、海外原告から豪州企業が訴えられた集団訴訟で、かつ域外への越境的環境損害が問題となった、豪州での初めての訴訟である<sup>9)</sup>。

- 
- 7) たとえば、オランダの環境保護団体が、Shellグループの二酸化炭素排出量の制限目標値の設定が不十分なために気候変動の悪化を招き、オランダ住民の人権を侵害するとして、親企業Royal Dutch Shellを訴えた集団訴訟の第一審の2021年5月26日ハーグ地方裁判所 (Rechtbank Den Haag) 判決 (*MILIEUDE-FENSIE et al v. Royal Dutch Shell PLC*, ECLI:NL:RBDHA:2021:5339) では、Rome II 規則第7条後段の「損害の原因となった事象 (the event giving rise to the damage)」とは、RDSによるShellグループ全体への政策的指針の策定や指示であるとされ、オランダ法が準拠法として適用された。
  - 8) 原子力損害訴訟の裁判管轄および法の適用問題について、道垣内正人「環境損害に対する民事責任—とくに、国際私法上の問題」水上千之・西井正弘・白杵知史 (編著)『国際環境法』(有信堂高文社 2001年) 165頁, 同「国境を越える原子力損害についての国際私法上の問題」『早稲田法学』87巻3号 (2012) 131頁 (155頁)。
  - 9) 豪州での海外原告による集団訴訟の先例としては、パプアニューギニアのOk Tedi鉱山からの河川への鉱滓投棄による環境汚染につき、河川周辺の村の

海洋を挟んで遠距離に位置する外国の海岸線および外国の領海に所在する島々に、海洋または海流を通じて汚染が波及した問題や、外国の領海に属する海洋それ自体が汚染された問題が追及される場合に、争われる可能性が高いのは、汚染源からの放出が海洋においてどのような軌跡をもって拡がり、外国の海岸線や島々にどのような期間と経路において到達したのか、という科学的な計測や証明を含めた事実的な認定であり、また法的に、海洋生態系に対する損害をどのように定義するか、また、海洋を経て到達された汚染と到達地で生じた損害との間に因果関係が認められるか等である。これらの争点について、関係する諸国家の介入や支援を経て、裁判上で詳細に扱ったモントラ油田噴出事故訴訟は、海に囲まれた島国である日本にとって、これまで国際河川における越境的環境損害を典型としてきた国際民事訴訟をめぐる法の議論に、新しい着眼を見出す手がかりになると思われる。

以下では、事件の事実関係、関係国の国際条約上の義務、被害国の対応、豪州の法制度、豪州連邦裁における裁判の順に見ていくこととしたい。

## II 事実関係

2009年8月21日未明、ティモール海に位置するモントラ油田<sup>10)</sup>H1 坑口プラットフォーム（Wellhead Platform）の坑井にて、制御不能な石油・炭

---

族長らが現地の住民らを代表して、鉱山の操業企業の株主であった豪州会社 B.H.P. に対し、同社の本拠地のある豪州ビクトリア州の上位裁判所（Supreme Court of Victoria）において訴えた代表訴訟がある。（Dagi 訴訟など複数の訴訟を総称して Ok Tedi 訴訟と呼ばれる）。同訴訟については、種村「前掲論文」(前注 2) 46 頁（58 頁）。

- 10) モントラ油田は、豪州の本州沿岸とロテ島（Pulau Roti）沿岸の中間、約135海里（約250km）の沖合（ティモール海のコモンウェルス水域）に位置している。豪州とインドネシアの排他的経済水域（EEZ）の境界は、この油井から50海里離れたところにあった。

化水素（液化石油）ガスの爆発噴出（ブローアウト）が発生した。

事故を起こした移動式の掘削リグ「ウエスト・アトラスWest Atlas」号は、オフショアでの掘削を専門とするノルウェーとバーミユダ諸島の法人 Seadrill社が所有し、タイの国営石油・ガス会社であるPTTの子会社であるPTT Exploration and Production (PTTEP) の豪州子会社であるPTTEP Australasia (PTTEP-AA) が操業していた。

PTTEP-AAは、事故当時の社名は、Coogee Resources (Ashmore Cartier) Pty Ltd (WA州のPerthが本拠) であった。同社は2003年9月にモンタラ油田の保有権を取得し、2009年初めに海底掘削を行う会社と提携契約を結び、4本の生産坑井 (H1, H2, H3, H4) と1本のガス注入井を掘削した。

噴出の原因は、豪州のモンタラ事故調査委員会の報告書<sup>11)</sup>および2021年3月19日の豪州連邦裁決定<sup>12)</sup>で確認されたところによれば、移動式掘削リグがH1 油井での作業を中断した際の、坑井の塞ぎ方が不十分であり、また海底に差し込まれていた鋼管（ケーシング）の先端部分のセメンチングに問題があったとされる。すなわち、まず、海底の液状石油の層に到達していた鋼管の先端のケーシング・シューと呼ばれる部位のセメントが十分な硬度をもって固まりきれておらず、ウェットシューと呼ばれる状態であったこと、次に、作業を中断する前に行政当局に提出された計画では、ボーリング孔内の鋼管（太い鋼管を先にボーリング孔に差し込み、その鋼管の内側を通して細い鋼管をさらに下に降ろすため、太い鋼管と細い鋼管とが継ぎ合わされている）に噴出防止の坑井制御バリアが2つ設置される計画であったが、計画では鋼管にセメントを注入しかつコンクリートプラグ等で栓をする等の予定であったが、圧力装置の付いた制御キャップ (PCCC) に変更

---

11) Report of Montara Commission Inquiry, 17 June 2010, <https://www.industry.gov.au/sites/default/files/2018-11/montara-commission-of-inquiry-report-june-2010.pdf>

12) Sandra v PTTEP Australasia (Ashmore Cartier) Pty Ltd (No 7), [2021] FCA 237.

され、しかも上下の鋼管それぞれではなく細い方の鋼管にしか被せられなかったため、4ヶ月後にリグが戻ってきたときには、キャップを被せられていなかった太い鋼管のネジ山がむき出しの状態で錆びており、ネジ洗浄のために細い鋼管のキャップも外したため、数日の間、ボーリング孔内の鋼管にキャップが1つも付けられていない状態であったこと、さらに、鋼管内の流体の静水圧が間隙水圧に対してオーバーバランスに陥っており、制御バリアとして役立たなかったこと、ケーシング・シュー、PCCC、鋼管内の静水圧のいずれについてもテストを行わなかったことに問題があったとされている<sup>13)</sup>。

移動式掘削リグが、作業を中断していたH1 油井に戻り、鋼管に被せていた噴出防止の圧力キャップを外して、数日の後に、鋼管の先端部のケーシング・シューから海底に貯留された液状石油（炭化水素）が入り込んで鋼管の内側を駆け上り、坑井の上部から噴出され、プラットフォームのトップデッキのハッチを通して、掘削リグの掘削装置の下面に激突し、大爆発を起こし、海に流れ落ちた。

海底からの油の噴出は、2009年11月3日まで計74日間、続いた。

事故の対策本部は、豪州の連邦機関、各州・準州の行政機関、ニュージー

---

13) 事故の原因については、豪州連邦裁2021年3月17日決定 [2021] FCA 237, paras.11-33に詳しい。また、豪州政府のモンタラ事故調査委員会による2010年報告書Australian Government Report on the implementation of the recommendations from the Montara Commission of Inquiry, 17 June 2010, available at: <https://www.industry.gov.au/sites/default/files/2018-11/montara-commission-of-inquiry-report-june-2010.pdf> を参照。同報告書については、小塚莊一郎／梅村悠「洋上資源開発における海洋環境の保全—Montara油井事故とDeepwater Horizon号事故を教訓とした立法提案」『新世代法政策学研究』（北海道大学）Vol.18 (2012), p.1, available at: <http://hdl.handle.net/2115/51523>。原因の詳細については、ほかに、志村正臣「豪州ティモール海モンタラ暴噴事故について」『石油技術協会誌』76巻5号（2011）p.405-408, available at: [https://www.jstage.jst.go.jp/article/japt/76/5/76\\_405/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/japt/76/5/76_405/_pdf)。

ランド（流出事故の対応のため両国間で締結された覚書に基づく）、シンガポールのOil Spill Response Ltd等により構成された。

まず、海洋に流出した油と炭化水素に対処するために、海上から分散剤（油処理剤）が散布された<sup>14)</sup>。その指揮は豪州海洋保安局（Australian Maritime Safety Authority: AMSA）に委ねられた。散布された分散剤により、衛星画像に基づく計算では、90,000平方キロメートルの海洋空間が影響を受けたとされている。散布のための機材は、シンガポール、ジーロン、ダーウィンから投入された。豪州の海洋油流出センター（Australian Marine Oil Spill Centre: AMOSC）は2009年8月21日に航空機と機材の出動を開始し、8月23日に分散剤の散布が開始され、油膜の一部に空中散布した。船舶からの散布は8月30日に開始された。2009年11月1日まで分散剤の散布が続けられた。散布されたのは、豪州の「石油およびその他の有害物質による海洋汚染の対策のための国家計画」（National Plan）<sup>15)</sup>に基づいて事前に承認された6種類の分散剤であった。

一方、噴出を止めるため、PTTEP-AAは、シンガポールの南に位置す

- 
- 14) AMSAによる2013年報告書（Review of the Australian National Plan Post Deepwater Horizon, Montara and other notable Maritime Incidents [http://www.pcs.gr.jp/doc/esymposium/2013/5\\_mr\\_stone\\_word\\_e.pdf](http://www.pcs.gr.jp/doc/esymposium/2013/5_mr_stone_word_e.pdf)）によれば、分散剤の散布のために事故直後は、シンガポールのOil Spill Response社のハーキュリーズ機が用いられたが、その後、農作物の散布に使用される固定翼機2機を使って散布作業が行われ、これらの航空機は海面への散布の精度を高め、分散剤の量を減らすことができた、とされている。同報告書の記載では、モンタラ調査委員会は、分散剤の散布を適切であったと評価した。他方、インドネシア側では、噴出した油のほかに、広域に散布された分散剤もティモール海を通じてインドネシア領海に到達し、被害を与えたとされている。
- 15) National Planに基づき、AMSAは事故分析チームを設置し、流出事故への対応の妥当性を評価し、改善のための戦略的提言を行い、最終的に豪州の将来の大規模事故対応を改善することを目的とする事故調査委員会（モンタラ委員会）を設立した。モンタラ調査委員会の報告書は、2010年11月24日に政府の回答案とともに公開された。



るインドネシアのバタム（Batam）島から別の移動式リグを投入し、流出している油井に穴を開け、泥を注入して圧力を軽減し、油の流出を止める計画を策定した。インドネシアから移動式リグを曳航して、漏れている油井に穴を開け、泥を注入して圧力を緩和して油の流れを止めるまで、8週間は油漏れが続く見込みになることが発表された。事故の直後に、ウッドサイド・ペトロリアム社が流出現場に近いリグを使用してPTTEP-AAの油流出の浄化を支援することを申し出たが、PTTEP-AAはこの申出を拒否している。理由は、ウッドサイド社のリグは半潜水型の掘削リグ（メキシコ湾で事故を起こしたDeepwater Horizon号と同じ）であり海面に浮かんでいるため救援のプラットフォームとしては適していないと考えられたためであった。8月23日にPTTEP-AAと契約したAtlas社の移動式リグ「ウエスト・トライトン（West Triton）」号が、インドネシアからの曳航途中で曳航の綱が切れたこともあり、予定より遅れて9月11日にモンタラ油田の現場に到着した。同リグは、油井の鋼管を塞ぐために海底を2.6 km掘削し、2009年11月1日、漏出している油井を遮断するためのリリーフ坑井の掘削に成功した。重質の泥を送り込んで漏出を抑え込む作業中、H1油井から火災が発生した。重質泥がリリーフ坑井に注入され、11月3日に油の放出が止まった。

モンタラ油田からの油流出は、最初に豪州の排他的経済水域（EEZ）の大陸棚に広がった。豪州では、保護された生息地や資源であるアシュモア・リーフとカルティエ諸島、豪州北西部沿岸への油の拡散の可能性に注目が集まっていた。しかし、2009年9月1日の衛星画像では、風化した油の塊が豪州とインドネシアのEEZの境界を越え、さらにその先まで広がっていることが確認された。豪州のEEZ境界を越えて油流出の影響を受けた最初の大陸棚領域は、1997年のEEZ条約に基づき豪州が管轄する海底の一部の上に位置していた。その後の衛星画像では、豪州とインドネシアの管轄が重なる海域の先、インドネシア側の海底境界でも油の層が見られた。また、インドネシアの漁業者がアクセス権を持つ海域の東部にも油が侵入した。

2009年9月3日、AMSAの報告によると、油膜は西豪州の海岸から170kmの地点にあり、海岸に近づいていた。2009年9月と10月にAMSAが行った上空飛行では、インドネシア海域に風化した油と油膜の孤立した帯が確認され、ロテ島の南東94kmの地点に小さな帯が見られた。当時、主要な流出油はインドネシアの海岸線から約248km離れた場所に確認された。

インドネシアNGOは、流出した石油がティモール島とスンバ島に向かって漂ったことで、インドネシアの環境や伝統的な漁場への影響を懸念した。油はロテ島の南岸に37kmまで接近した可能性があることが指摘された。PTTEPは、油はインドネシアから94km離れた場所に留まり、主に掘削プラットフォームの半径23km以内に収まっていたと主張した。

2010年10月、漁師たちは、インドネシア人が獲るマダイの数が劇的に減少し、7,000人の漁師が破産を含む収入減の影響を受けたと主張した。漁獲量の減少により、何千人もの漁師が遠く離れた他の島で新たな生計手段を見つけることを余儀なくされた。11月10日、インドネシアの漁師とスキューバダイバーが油膜の中で死んだ魚を抱えている映像（インドネシアの海域で撮影されたもの）が公開された。インドネシアの漁師たちは、流出とその対応によって国の水域が汚染され、数千匹もの魚が死に、皮膚病や人命の損失が発生したと主張した。

インドネシアNGOの西ティモール・ケア財団は、油と分散剤で汚染されたとされる海域で魚を食べた後、8人が死亡し、30人が中毒症状を起こしたという報告を受けた。同財団は、モンタラ流出事故に関する豪州の調査委員会に、法的措置を申請した。

インドネシアのユドヨノ大統領は、同国の海藻農家や漁師の生活が原油流出によって影響を受けていると考え、同国政府がPTTEP-AAに補償を求めることを発表した。PTTEP-AAの代表は、2010年7月27日と8月26日に西豪州のパスでインドネシア政府関係者と会合を開き、インドネシアの補償請求について話し合った。2010年9月2日、PTTEP-AAは、イ

インドネシア政府が提示した請求を裏付ける検証可能な科学的証拠が提示されなかったことを理由に、いかなる請求も受け入れないと表明した<sup>16)</sup>。

事故の対応として、豪州連邦政府は、モンタラ事故調査委員会の2010年報告書が指摘した制度的な欠陥に対応するため、また、モンタラ油田の事故の後、2010年に米国メキシコ湾での「ディープウォーター・ホライズン (Deepwater Horizon)」号事故<sup>17)</sup>を機に、海底石油掘削事業に関する行政監督機構としての国家海洋石油安全局 (NOPSA) の責任範囲を拡大し、2017年に国家海洋石油安全環境管理局 (NOPSEMA) を創設し、名称もNOPSAから変更した。それにより、海洋石油の掘削や油井の安全管理について、それまでは州や準州の行政に委ねていたのを、連邦の管轄に一本化した<sup>18)</sup>。

また、2013年に海洋石油ガス貯蔵法 Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act (OPGGs法) を改正し<sup>19)</sup>、2006年のOPGGs法には

- 
- 16) 2011年2月、PTTEPは、モンタラの油噴出の再発を防ぐための措置を講じたことを豪州連邦政府に説明し、豪州のコモンウェルス海域での操業継続を許可された。なお2012年、PTTEP-AAは、Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act (OPGGs法) に基づく罪により北部準州の行政監督庁から51万ドルの罰金を科された。
- 17) 2010年7月16日にBP (British Petroleum) 社の石油掘削リグ「Deepwater Horizon」がメキシコ湾Gulf of Mexicoで海底油田の掘削作業中に、油田から逆流してきた天然ガスが引火爆発し、海底へ伸びる掘削パイプが折れて、大量の原油がメキシコ湾に流出した。
- 18) Australian Government Report on the implementation of the recommendations from the Montara Commission of Inquiry, September 2017, (2017 Australian Government Report), available at: <https://www.industry.gov.au/data-and-publications/montara-commission-of-inquiry/montara-commission-of-inquiry>
- 19) The Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Amendment (Compliance Measures) No. 2) (2013年5月28日女王裁可、2014年10月1日施行)。

明示的に規定されていなかった汚染者負担義務とそれに伴う第三者による費用回収メカニズムを規定した。また、保険要件を明確にし、行政の指示がなくても十分な財政的保証を維持することが石油生産事業者に義務づけられた<sup>20)</sup>。

2016年8月3日、NSW州の州都シドニーの豪州連邦裁判所において、原油流出とその後の浄化活動によって生活に影響を受けた15,000人以上のインドネシアの海藻養殖漁師を代表して、集団訴訟が提起された。

### Ⅲ 関係国の国際条約上の義務

豪州とインドネシアは、1982年の海洋法に関する国連条約 (UNCLOS)<sup>21)</sup>の下で200海里の経済排他的水域 (EEZ) を主張しており、ティモール海やアラフラ海において主張されている管轄が大きく重複している。そのため、両国は、ティモール海とその海洋資源について複数の海洋境界条約を締結している<sup>22)</sup> (なお豪州は東ティモール政府との間でも海洋境界協定を締結している<sup>23)</sup>)。とくに、1971年・1972年の海底協定<sup>24)</sup>、および1997年の経済水

---

20) 2017 Australian Government Report, *supra* note 18.

21) 海洋法に関する国連条約 (国連海洋法条約) United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) (1982年12月10日採択, 1994年発効) 1833 UNTS 397. 高林秀雄『国連海洋法条約の成果と課題』(東信堂 1996年) 31頁以下。

22) Youna Lyons, *Trans boundary pollution from offshore activities: a study of the Montara offshore oil spill*, in: Jayakumar and others (eds), *Transboundary Pollution*, Edward Elgar, 2015, p.162 (p.171).

23) 2002年の豪州・東ティモール政府の海洋境界協定 Australia-Timor-Leste Treaty establishing maritime boundaries (ティモール海条約)。

24) 豪州・インドネシアの1971年海底協定 (Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the Republic of Indonesia Establishing certain Seabed Boundaries (1971年5月18日署名)) および1972年海底協定 (Agreement between the Government of the Common-

域および海底境界条約<sup>25)</sup>(1997年EEZ条約)により、ティモール海の一部の海域では、豪州が海底資源に対する管轄を有し、インドネシアが海底の上にある大陸棚の資源に対する管轄を有する、という管轄の重複が生じている。また、漁業に関する特別協定により、豪州のコモンウェルス水域 (EEZ) 内であっても、インドネシアの漁師がアクセス権を持ち、所定の範囲内で自由に漁をすることができる地域 (アシモア・リーフおよびカルティエ島の周辺海域を含む) が存在する。2009年のモンタラ油田からの油流出は、これらの地域を越えて、さらに、インドネシアが海底と大陸棚の両方を管轄する地域まで到達した。

インドネシアと豪州は1996年10月3日に「油濁の準備と対応に関する覚書」(1996 MoU) を交わしており、モンタラ噴出事故の対応では豪州の船舶2隻がインドネシアのEEZに入って油の保持および回収作業を行った。同事故の際は、両国ともIMO (国際海事機関) の流出報告手順に従い必要な情報を国際船主汚染防止連盟 (ITOPF) に提供した<sup>26)</sup>。インドネシア政府は、IMOの会合において、2010年に、越境的汚染によって引き起こされた損害に対する責任と補償を規定する国際的な法制度の創設を提案した<sup>27)</sup>。

---

wealth of Australia and the Government of the Republic of Indonesia establishing certain Seabed Boundaries in the area of the Timor and Arafura seas, supplementary to the Agreement of 18 may 1971 (1972年10月9日署名)。

25) 経済水域および海底の境界に関する豪州・インドネシアの1997年条約 (1997年EEZ条約) Australia-Indonesia 1997 Perth Treaty establishing economic zones and seabed boundaries (Perth Treaty (Indonesia))。1997年EEZ条約は、両国の管轄権が重複している地域での越境汚染に関する規定を含むが、海洋環境の汚染を防止・削減・管理するために必要な効果的な措置を執るという義務の規定は、国連海洋法条約の条文と一致している。

26) Lyons, *supra* note 22, p.175. 国際船主汚染防止連盟 (ITOPF) の国別情報には、船舶からの油流出に対処する総責任を負う政府当局、組織的な対応の取決め、油流出対応に関する政策などが含まれる。この情報は、海洋活動ではなく船舶による油汚染を対象に作成されている。

豪州とインドネシアがともに加盟している国連海洋法条約 (UNCLOS) は、第12部<sup>28)</sup>で、海洋環境の保全・保護についての規定を定めている。同条約は、加盟国に対し、その管轄下にある事件または活動から生じるあらゆる海洋汚染を防止する義務を定めている (UNCLOS第194条1項)。加盟国は、自らの管轄下または管理下にある事件または活動から生じる海洋汚染が、管轄下にある地域を超えて広がらないように確保する義務があり、そのために必要なすべての措置を執らなければならない (UNCLOS第194条2項)。同条約第12部の規定により執る措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を対象とし、陸上の発生源、船舶、海底およびその下の資源探査施設等に由来する海洋汚染を可能なかぎり最少にするための措置を含む (第194条3項)。海底活動のための洋上施設からの海洋汚染について、沿岸国は、自らの管轄下にある海底活動、および自国の管轄下にある人工島、設備、構築物から、またはそれらに関連して生じる海洋環境の汚染を防止、削減、管理するための法律および規則を採用しなければならない (第208条)。海底の活動を行う掘削リグも、第208条のいう施設と見なされる。加盟国には、法律の施行 (第213条) ならびに、汚染によって生じた損害について迅速かつ適正な賠償・補償を受けられることを確保する義務がある (第235条2項)。

- 
- 27) 2017年にもインドネシアはデンマークと共同で、IMOにおいて、「海洋探査・開発活動による汚染被害に関連する責任と補償問題に関する二国間・地域間の取決めまたは協定に関するガイダンス」案を提出している。(インドネシア政府から国連への書簡(後注44) para.39-40)
- 28) 国連海洋法条約 (UNCLOS) 第12部につき、薬師寺公夫「「海洋汚染防止に関する条約制度の展開と国連海洋法条約」国際法学会編『日本と国際法の100年 第3巻(海)』(三省堂 2001年) 237頁、富岡仁「海洋環境保護の歴史」栗林忠雄・杉原高嶺(編)『海洋法の歴史的展開(現代海洋法の潮流 第1巻)(有信堂高文社 2004年) 248頁(252頁)、加藤信行「トリー・キャニオン号事件と海洋汚染防止制度の発展」栗林忠雄・杉原高嶺(編)『海洋法の主要事例とその影響』(現代海洋法の潮流 第2巻)(有信堂高文社 2007年) 287頁(300頁)、薬師寺公夫「国連海洋法条約と海洋環境保護—越境海洋汚染損害への対応—」『国際問題』617号(2012) 30頁。

UNCLOS第194条2項等の定める「確保する」義務は、ITLOS（国際海洋法裁判所）の「海底活動に関する勧告的意見」<sup>29)</sup>によれば、国家の管轄下にある私人に条約上の義務を遵守させるという「結果を達成する」義務ではなく、そのような結果を得るために必要な措置を尽くすという「行動の義務 (obligation of conduct)」すなわち「適切な手段を用い、可能な限りの努力を払い、この結果を得るために最大限の努力をする義務」<sup>30)</sup>について述べたものとされている。これは、同勧告的意見の中で引用されている、国際司法裁判所 (International Court of Justice) のパルプミル (Pulp Mills) 事件判決<sup>31)</sup>が示した、国家の「相当の注意 (due diligence)」<sup>32)</sup>義務について

---

29) 国際海洋法裁判所 (ITLOS) 海底紛争会議所「海底活動に関する国の責任と義務」に関する勧告的意見 (海底活動に関する勧告的意見) *Responsibilities and Obligations of States Sponsoring Persons and Entities with respect to Activities in the Area (Request for Advisory Opinion submitted to the Seabed Disputes Chamber, 1 February 2011, ITLOS Report 2011 (Advisory Opinion on Seabed Activities), para.107.* 同勧告的意見については、高柴優貴子「国際海洋法裁判所勧告的意見管轄権についての一考察」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓 (編)『国際法のダイナミズム』(小寺彰先生追悼論文集) (有斐閣 2019年) 437頁。

30) *Advisory Opinion on Seabed Activities, supra note 29, para.110.* 「相当の注意」を怠ったときに、国家は、他国の環境への損害を防止するという損害防止原則 (いわゆる領域使用管理責任) の下で責任を負うことになる」とされている。岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会 2020年) 321頁。

31) *Case concerning Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v Uruguay), [2010] I.C.J. Report 14 (Pulp Mills).* パルプミル事件において国際司法裁判所は、コルフ海峡事件判決 (*Corfu Channel (United Kingdom v. Albania), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1949, p.22.*) を引用し、国家は国際慣習的なルールである損害防止原則 (principle of prevention) から、「自国の領土またはその管轄下にある地域で行われる活動が、他国の環境に重大な損害をもたらすことを避ける」義務があるとし (para.101)、河川などの水域の環境においては、環境に損害を与えないように活動を行い、事故を防止し、緊急事態に対処するための措置を講じることを確保する「相当の注意 (due diligence)」義務があ

の概念を発展させたものといわれている。また、同勧告的意見によれば、「相当の注意」は「可変的な概念」であり、「ある時点で十分に精進していると考えられていた措置が、例えば、新たな科学的・技術的知識に照らして十分に精進していないと判断されるように、時間の経過とともに変化する可能性がある」<sup>33)</sup>とされている。

海洋において近隣国の領海への汚染伝播を防ぐために必要な措置とは、一般的には、緊急のまたは実際の損害に関する通知、国境を越えた汚染事故に対応するための緊急時計画を共同で策定すること、汚染のリスクまたは影響のモニタリング、モニタリング調査の結果を示す報告書の作成と公表、活動の潜在的な影響の評価などであるとされる<sup>34)</sup>。

油流出による海洋汚染に関する条約としては、UNCLOSのほかに、1990年の「油濁汚染に対する準備・対応・協力に関する国際条約International Convention on Oil Pollution Response and Co-Operation」(OPRC条約)<sup>35)</sup>がある。OPRCは船舶の大規模な油流出のほか、ガスや石油の探査・開発を行う海洋施設によって引き起こされる海上での油汚染をも対象としており、加盟国は、油汚染事故が発生した場合に、対応メカニズムを確立し、管轄当局を任命し、事故の影響を受ける可能性のある他国に迅速に通知す

---

るとしている (para. 197)。Lyons, 2015, *supra* note 22, p.169.

32) [2010] I.C.J. Report 14 (Pulp Mills), para.223.「相当の注意」の概念および法的性格につき、萬歳寛之『『国際違法行為責任の研究』(成文堂 2015年) 109頁、および同「国家責任法における違法性判断の特質—『相当の注意』概念を素材として—』『早稲田法学』86巻2号(2011) 89頁。

33) Advisory Opinion on Seabed Activities, *supra* note 29, para.117.

34) Lyons, 2015, *supra* note 22, p.172.

35) International Convention on Oil Pollution Response and Co-Operation (OPRC), 1990年11月30日締結, 1995年5月13日発効。日本は1995年10月に加盟。OPRCは、1989年の米国アラスカ沖でのエクソン・バルディス号座礁事故を機に結ばれ、船舶の大規模な油流出事故に対する各国の準備、対応および協力体制を整備することを目的としている。加盟国は2014年7月28日時点で107ヶ国。



る義務がある。

豪州は1992年にOPRCを批准したが、インドネシアは同条約に加盟していない（現在、加盟準備中）。それでもOPRCは海洋石油・ガスの主要産出国の多くが加盟しており、UNCLOS第208条のいう「国際的な規則、基準、推奨される慣行及び手続」と見なされるため、インドネシアは豪州に対しUNCLOSの枠内でOPRCの定める義務を履行するよう求めることもできた<sup>36)</sup>。

もっとも、実際には、両国の間で越境流出の際に共同で危機管理計画などが策定されていたわけではなく、むしろモンタラ事故の際の対応からは、両国間には緊急対応のために利用できる協議と協力のための実効的なメカニズムが無かったことが指摘されている<sup>37)</sup>。インドネシアは、豪州からの情報提供が不十分で、とくに、使用された分散剤の種類や、分散剤を使用した場所などについて、十分な回答を得られなかったと主張している<sup>38)</sup>。

他方で、海洋汚染による損害に関する紛争処理に関しては、UNCLOSは、特定の加盟国に管轄を専属させるルールを設けておらず、むしろ同条約の定める規定が民事紛争の裁判管轄には影響しない旨定めている（第229条）。海洋汚染に基づく損害の救済に関しては、UNCLOSは加盟国に対し、損害の評価、賠償および補償ならびに関連する紛争の解決について協力する義務を定めている（第235条3項）。

なお、ハーグ国際私法会議（HCCH）の2019年の外国判決の承認執行に関する条約<sup>39)</sup>（ハーグ判決条約）第2条1項（g）では、国境を越えた海洋汚

---

36) Prihandono/Dewanty, 2015, *Litigating Cross-Border Environmental Dispute in Indonesian Civil Court: The Montara Case*, in: *Indonesia Law Review* (2015) Vol.5 No.1, p.14 ; Lyons, 2015, *supra* note 22, p.171.

37) Lyons, 2015, *supra* note 22, p.176.

38) *Id.*, p.177, Fn.60 a

39) Convention of 2 July 2019 on the Recognition and enforcement of Foreign Judgements in Civil or Commercial Matters (HCCH 2019 Judgements Convention).

染は、船舶起因の海洋汚染等とともに適用範囲から除外されている。ハーグ判決条約の起草作業では、2005年管轄合意条約 (Choice of Court Convention)<sup>40)</sup>の第5条でも海洋汚染が除外されていた<sup>41)</sup>ことに関し、「海洋汚染ならびに緊急曳航およびサルベージに関するNote」<sup>42)</sup>が作成されている。UNCLOSは外国判決の承認執行に関する規定を含んでいないため、UNCLOSが対象とする海洋汚染に関連する判決は、承認執行に関する自国の国内法に従うことになる<sup>43)</sup>。

---

40) Convention of 30 June 2005 on the Choice of Court Agreement (HCCH 2005 Choice of Court Convention) and Hartley/Dogauchi, Explanatory Report.

41) 2005年管轄合意条約においては、「海事または海洋問題」という用語は、他の国際文書で扱われている事項を包含しすぎているという理由で、この用語を放棄すべきかどうか議論された。その結果、第20会期中に、2005年の裁判所選択条約の第2条(2)(g)に、「海洋汚染、海事請求権に対する責任の制限、共同海損、緊急曳航およびサルベージ」という文言が採用された。この文言は、事実上、当該事項に関する紛争を2005年の裁判所選択条約の範囲から除外するものである。(なお、2005年の裁判所選択条約の第2条2項(f)では、「旅客および物品の運送」に関わる事項も除外事項として挙げられている。) Preliminary Document of 2019 Judgements Convention, No 12 of June 2019, *post* note 42, para.10.

42) 'Note on reconsidering "marine pollution and emergency towage and salvage" within the scope of the draft Convention on the recognition and enforcement of foreign judgments in civil or commercial matters' (Preliminary Document of 2019 Judgements Convention, No 12 of June 2019) (available at [www.hcch.net](http://www.hcch.net), under the 'Judgements Section' then 'Preparatory Work' and '22<sup>nd</sup> Diplomatic Session'), paras.19-20. 同Noteでは海洋汚染と国際私法の関係が複雑であることが指摘されている (at para.18)。

43) Preliminary Document of HCCH 2019 Judgements Convention, No 12 of June 2019, *supra* note 42, at para.43. ただし、船舶に起因する汚染は例外で、これについては多くの国際条約が制定されているためであるとしている。

#### IV 被害国の対応

2019年12月、インドネシアNGOの西ティモール・ケア財団は、越境的環境損害について豪州に対する国際請求（international claim against Australia for transboundary harm）を国連に提出し、国連からインドネシア政府に対する照会がなされ、その回答として2021年にインドネシア政府が国連に送った書簡<sup>44)</sup>では、同国の東ヌサ・トゥンガラ州の沿岸地区ではいまだにモントラ油田事故の影響として住民が生活や安全に対する権利などを侵害されていることが訴えられている。同書簡のなかでは、インドネシア政府がモントラ油流出事故に対して行ってきた対応についてまとめられている。

2009年の油流出事故に際して、インドネシアは、2006年制定の「海での油流出の防止に関する大統領規則No. 109/2006」に基づき、2010年に、海洋における油流出緊急事態の対処管理のためのナショナルチーム（National Team for Management of Oil Spill Emergency in Sea）を結成し、モントラ油田の事故により流出した油の痕跡を観察・調査し、その影響を評価するための現地調査を行った<sup>45)</sup>。また、東ヌサ・トゥンガラ州政府は、東ヌサドゥアの海藻農家が受けた経済的損失を算定するために、油田の爆発により原油で汚染された海の範囲を特定し、汚染の正確な経済的・生態的な影響を測定し、損失額を8,000億ルピア以上と見積もった<sup>46)</sup>。

---

44) インドネシア共和国政府代表部から国連（UN）、WTO、及びジュネーブにおける他の国際組織への2021年5月12日の書簡Permanent Mission of the Republic of INDONESIA to the UN, WTO and other international organizations in Geneva, No. 63/POL-II/V/2021, available at: <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=36244>

45) *Id.*, para.16

46) *Id.*, para.7. 油流出事故後のロテ・ンダオ県の農家の海藻生産量は、同県の海

2011年に、インドネシアは、モンタラ原油流出事故による損失額を24億7,600万米ドルと算出した。その内訳は、社会経済的・環境的損失が18億2,300万米ドル、復旧費用が4億7,900万米ドル、1億7,281万米ドルの長期環境モニタリングプログラム、2,126万米ドルの油流出対応のための運営費であった<sup>47)</sup>。

同書簡によれば、2009年9月21日の時点で、流出した油がロテ島から94kmの地点に達したことが確認され、東ティモール海に流出した油の量は2,350万リットルと推計されるとされている<sup>48)</sup>。また、同書簡では、モンタラ油田から流出した原油ばかりではなく、豪州の海洋安全局（AMSA）により事故対応のために海上に広く散布された多量の分散剤が、インドネシアの島々に到達して環境破壊を悪化させた可能性がある、との見解が示されている<sup>49)</sup>。（しかし、2010年および2017年の豪州のモンタラ事故調査委員会の報告書、および、豪州AMSAの2017年の報告書では、分散剤の散布は適切であったと評価されている。）

並行して、2010年7月、インドネシア政府は、油田の操業者であるPTTEPグループに対して海洋汚染の補償を求めるための支援チーム（Advocacy Team for Claims for Pollution Compensation in the Timor Sea）を結成し、同チームは、油流出の影響を示すデータと科学的証拠を登載した東ティモール海汚染補償請求書を作成し、この文書を用いて、インドネシア政府は、PTTEP-AA、PTTEP、およびPTTEPグループの所有者であるタイ政府との間で一連の交渉を行った<sup>50)</sup>。交渉において双方が合意した議事録に基づき、インドネシア政府はモンタラ事故の補償の解決に関する覚

---

洋水産省の報告書によると、2007～2009年の海藻生産量は年間7,334トンに達していたが、油濁事故後は1,512トンにまで減少したとされる。

47) *Id.*, para.7.

48) *Id.*, para.4.

49) *Id.*, para.3.

50) *Id.*, para.18.

書の草案を起草したが、その後の交渉で関係者間の合意が得られなかった。

そこで、インドネシア政府は、訴訟を含む様々な紛争解決方法を検討した結果、東ヌサ・トゥンガラ海苔養殖業者がモンタラ原油流出の影響を直接受けた当事者として起こした集団訴訟を全面的に支持することとしたとされている<sup>51)</sup>。インドネシア政府は、この集団訴訟を、油流出の影響を受けた地域コミュニティの保護を確保するための国家的な取組みの1つとし、全面的な支援を行うことを決定した<sup>52)</sup>。2017年、インドネシア政府は、モンタラ油流出事件の解決を監視し加速させるためのタスクフォースを設立し、同タスクフォースは、東ヌサ・トゥンガラ州のロテ島とその周辺の島々で、モンタラの油に汚染された疑いのある堆積物のサンプルを採取し、インドネシアの島々の環境と経済に影響を与えた石油流出の原因を突き止めるために分析を行い、採取したサンプルとモンタラ製油所のオイルサンプルとの間に類似性が認められた分析結果を、豪州連邦裁判所で行われた集団訴訟において、海苔養殖業者の法定代理人とともに、インドネシアの被害がモンタラ油田からの油流出によることの因果関係を証明する科学的裏付け資料として提供した<sup>53)</sup>。また、同タスクフォースは、豪州政府と協議を行い、問題解決のために豪州政府が積極的な役割を果たすことを要請した<sup>54)</sup>。PTTEP-AAに対する集団訴訟の請求を認めた2021年3月19日の豪州連邦裁判決には、インドネシア政府の側からすれば、同タスクフォースと豪州政府との間で、以下のような取決め（arrangement）が結ばれていたことが影響しているとされている<sup>55)</sup>。

すなわち、タスクフォースと豪州政府との間で合意されたのは、(a) クラスアクション訴訟がインドネシア人によって提起されること（class

---

51) *Id.*, paras.19-20.

52) *Id.*, paras.27-29.

53) *Id.*, paras.10-11.

54) *Id.*, paras.22.

55) *Id.*, para.23.

action lawsuit will be carried out by Indonesia) を了解すること、かつ、豪州政府は進行中の (on going process) 訴訟が尊重されることを確保すること、(b) タスクフォースを通じてPTTEPと裁判外の和解を求めること (もっともPTTEPはこの裁判外和解の試みを拒否した)、(c) モントラ事件の解決に向けてインドネシア政府と豪州政府の間で直接かつ定期的なコミュニケーションを図ること、(d) インドネシア政府と豪州政府が集団訴訟の成り行きを共同で監視することである<sup>56)</sup>。

2021年3月19日、豪州連邦裁判所は、モントラの油流出がロテ・ンダオとクパンの沿岸水域に達して海藻作物を損壊したこと、また、PTTEP-AAがH1 坑井を適切に密閉しなかったことによりインドネシア島民に対する注意義務を怠ったことを認定した<sup>57)</sup>。

## V 豪州の法制度

### 1 豪州連邦裁判所の裁判管轄

豪州連邦裁判所は、1976年の豪州連邦裁判所法 (Federal Court of Australia Act 1976 (Cth)) (FCAA) によって設立された。豪州連邦裁判所の裁判管轄は、1903年の連邦司法法 (Judiciary Act 1903 (Cth)) によって定められている。同法の第39B条 (1A) では、「第一審管轄 (原管轄) の範囲Scope of original jurisdiction」として、「(a) 連邦が差止命令または宣言を求めている場合、(b) 憲法に基づくまたは憲法の解釈に関わる問題、(c) 国会で制定された法律に基づいて生じた事項で、刑事訴追が開始された事項またはその他の刑事事項を除く。」とされ、(c) の民事管轄は、「連邦法に基づいて発生する民事事件」、「連邦法の問題が請求または弁護の一部として適切に提起されている問題」および「紛争の対象が連邦法にその存在を負っている問題」

---

56) *Id.*, para.23.

57) *Id.*, para.24.

にまで及ぶとされている。

本件裁判では、豪州連邦裁判の管轄は、「連邦法」としての、2006年の海洋石油ガス貯蔵法（Offshore Petroleum Greengas Storage Act）（OPGGGS法）<sup>58)</sup>に基づいている。OPGGGS法は豪州コモンウェルス水域（Commonwealth waters）<sup>59)</sup>での石油・ガスの探査・掘削・生産等の活動および温室効果ガスの貯蔵を規制している。

## 2 国際裁判管轄

豪州裁判所の裁判管轄は、主に、2004年の豪州最高裁判所規則（High Court Rules 2004）、豪州連邦裁判所法（FCAA）、2011年の豪州連邦裁判所規則（Federal Court Rules 2011）によって定められている。

豪州は、もともと英連邦の構成国として英国コモンローの下にあり、裁判所が対人管轄を有する根拠は、裁判所の管轄内で当事者に訴状が送達されること、または当事者が自発的に出頭することであった。そのため国際裁判管轄のルールは、送達および執行に関する規則と同じものとされ、豪州連邦裁判の国外送達については、High Court Rules 2004のRule 9.07<sup>60)</sup>、Federal Court Rules 2011のPart 10のDivision 10.4に規定があり、これらの規定にはハーグ送達条約<sup>61)</sup>に基づく送達の規定が含まれている。

---

58) Offshore Petroleum Greengas Storage Act(OPGGGS法)(Act No. 14 of 2006)  
2008年11月25日施行 <https://www.legislation.gov.au/Series/C2006A00014>

59) 豪州のコモンウェルス海域（Commonwealth waters）は、領海基線（the territorial sea baseline）の海側3海里から、豪州の大陸棚の限界までの範囲である。コモンウェルス海域については、豪州連邦と隣接する州が共同で規制を行っているが、最終的な決定権は豪州連邦にある。

60) 2004年豪州最高裁判所規則（High Court Rules 2004）Rule 9.07.1「第1審事件の手続（originating process）は、豪州連邦裁判所規則the Federal Court Rulesの下で連邦裁判所における訴訟書類が豪州の国外で送達され得る場合は、つねに、本裁判所の命令なしに豪州の国外で送達されることが出来る。」

61) 「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外文書の外国における送達に関する

Division 10.42では、裁判所の許可なく豪州の国外の者に対して送達ができる第一審手続(原手続)の管轄として、対人管轄 (Item 18)<sup>62)</sup>のほかに、不法行為の管轄 (Item4 およびItem5)<sup>63)</sup>が定められている。

また、豪州の裁判所は、「明らかに不適切な法廷」であれば、手続の停止申請に対して、停止を認めることができる<sup>64)</sup>。そのため、豪州連邦裁が、本件訴訟のように、豪州の領土の外の地域で生じた事象を含む集団的民事紛争を扱うための、不適切な法廷地であり得るか<sup>65)</sup>という点も問題となり得るが、本件訴訟ではこの点は争われていない。

なお、豪州では、連邦裁判所のほか、州や準州の裁判所も、外国の被告への送達を許可するロングアーム・ルールを定めている<sup>66)</sup>。とくに、

---

1965年11月15日の条約(Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters) 」。]

62) 「以下の場合の訴訟。(a) 送達を受ける者が豪州に居住している、または通常居住している場合。(b) 送達を受ける者が法人である場合、その法人が豪州で設立されているか、豪州で事業を行っているか、または外国企業として州または準州で登録されている場合。」 (Item 18)

63) 「豪州で行われた不法行為に基づく訴訟 Proceeding based on a tort committed in Australia」 (Item 4), 「不法行為または不作為に起因して豪州で全部または一部が生じた損害に基づく訴訟、またはその回復を求める訴訟 (損害の発生の有無を問わない) Proceeding based on, or seeking the recovery of, damage suffered wholly or partly in Australia caused by a tortious act or omission (wherever occurring)」 (Item 5)

64) 岡野祐子「オーストラリア裁判所の裁量権行使: Voth判決からDobson判決に至るまで」『法と政治』64巻3号 (2013) 1頁。

65) Tom Clarke, '*The Montara oil spill class action: crossing borders and extending time*', 5 December 2017, available at: <https://www.listgbarristers.com.au/publications/the-montara-oil-spill-class-action-crossing-borders-and-extending-time>

66) Allsop/Ward, *Incoherence in Australian Private International Laws*, 10 April 2013, available at: <https://www.fedcourt.gov.au/digital-law-library/judges-speeches/chief-justice-allsop/allsop-cj-20130410>



NSW州では、2005年の統一民事訴訟規則（Uniform Civil Procedure（Amendment No 83）Rule）（UCPR）が2016年に改正され（同年12月施行）、改正前は、海外送達に関するルール（別表（sch.）6）としては、法廷地の州との密接な関係性を要求されていたのが、改正後は、豪州との密接な関係性があればよいことに変更された<sup>67)</sup>。そのため、「日本人旅行者の、ドイツ人のバス運転手に対する、豪州のパスでの交通事故から生じた請求を、NSW州の裁判所が裁く権限を有する」<sup>68)</sup>こともあり得ることになった。各州が裁判管轄を拡張した結果、複数の州の管轄にかかる場合には、クロス・ベスティング（cross-vesting）制度によって、各州の州最高裁の間での移送（transfer）が可能になっている。1992年の「執行および手続に関する連邦法（Service of Execution and Process Act 1992）」（Cth）第20条によれば、別の州または準州の裁判所が「当事者間で争われている事物全体」を判断するのに「適切な裁判所appropriate court」であるときは、被告が手続の停止を求めることができるとされている<sup>69)</sup>。NSW州の2016年UCPRと似たような改正は、南豪州<sup>70)</sup>、ビクトリア州<sup>71)</sup>、タスマニア州<sup>72)</sup>でも導入されて

---

67) Douglas/Bath, *A New Approach to Service Outside the Jurisdiction and Outside Australia under the Uniform Civil Procedure Rules*, [2017] *Australian Bar Review* 44(2), p.160「州（State）と請求原因との関係を要求していた別表6の参照事項が、豪州全体との関係を要求するように拡張された」；Dickinson, *In Absentia: The Evolution and Reform of Australian Rules of Adjudicatory Jurisdiction*, in: Douglas/ Bath/Keyes/Dickinson (eds), *Commercial Issues in Private International Law*, HART 2019, p.13 (p.41).によれば、各州がそれぞれに豪州との関連性を求めているところに違和感が残るとされている。

68) UCPR, sch6, sub-para (a) (i) (or (ii)). Dickinson, 2019, *supra* note 67, p.41-42, Fn.184.

69) Dickinson, 2019, *supra* note 67, p.42.

70) Supreme Court Civil Rules 2006 (SA) pt 4, introduced by the Supreme Court Rules 2006 (Amendment No.32 (SA)).

71) Supreme Court (General Civil Procedure) Rules 2015 (Vic) ord 7,

いる<sup>73)</sup>が、すべての州ではない。そのため現在も、豪州の裁判所の国際裁判管轄については、豪州連邦裁判所の裁判所規則と合わせて、9つの法域ごとに異なる制度が存在し、統一されたルールがない状態にある<sup>74)</sup>。

本件訴訟の被告PTTEP-AAは西豪州のパスに本拠をもつ豪州法人(タイ法人の豪州子会社)であり、事故の発生したモントラ海底油田はアシュモア・カルティエ群島(北部準州)の管轄内に所在しているため、NSW州との関連性は薄いですが、かりにUCPR 2016施行の後に本件訴訟が提起されていたのであれば、NSW州の州裁判所が法廷地として選ばれ、同州の集団訴訟手続が用いられた可能性もあったのではないと思われる。

本件訴訟が、NSW州との関係性が薄いにもかかわらず、州の首都シドニーに所在する豪州連邦裁で提起されたのは、同州では、制定法<sup>75)</sup>上で、州外の土地に関する訴訟の裁判管轄に関するモザンビークルールが廃止されていることが、背景にあるものと思われる。

### 3 集団訴訟手続

豪州連邦裁判所法 (FCAA) 第4 A部には、代表訴訟(グループ訴訟:ク

---

introduced by the Supreme Court (Service Out of Australia Amendment) Rules 2016 (Vic).

72) Supreme Court Rules 2000 (Tas) div 10, introduced by the Supreme Court Amendment Rules 2017 (Tas).

73) Dickinson, 2019, *supra* note 66, p.16.

74) Allsop/ Ward, 2013, *supra* note 65.

75) Jurisdiction of Courts (Foreign Land) Act 1989 (NSW) 第3条(外国の土地に関する管轄権(モザンビーク・ルールの廃止) Jurisdiction with respect to foreign land (the Mozambique rule abolished) 「いかなる裁判所の裁判管轄権も、NSW州の外に所在する土地または不動産に関する裁判であるという理由だけで除外または制限されることはない。The jurisdiction of any court is not excluded or limited merely because the proceedings relate to or may otherwise concern land or immovable property situated outside New South Wales.」

ラスアクション）の実施に関する規定が定められている。豪州の各州も、豪州連邦裁と同様の集団訴訟制度を有している。

豪州の集団訴訟手続の特徴として、クラス認定を行う北米型の手続は、存在しない。すなわち訴訟を開始する弁論において、原告は自らクラスを定義できる<sup>76)</sup>

FCAA第4A部第33C条によれば、(1) 7名以上の申立人が同一の被告に対して請求を行い、(2) 各人の請求が同様の状況から生じており、(3) 各人の請求に共通する法律上の重要な問題または事実上の重要な問題が少なくとも1つ存在すること、という3つの要件を満たせば、グループの1名以上が他のグループメンバーを代表して訴訟を行うことができる。

## VI 豪州連邦裁判所モンタラ油田噴出事故訴訟

### 1 *Sanda v PTTEP Australasia (Ashmore Cartier) Pty Ltd* (24 January 2017)<sup>77)</sup>

本件訴訟では、まず、2009年のモンタラ海底油田の噴出事故から6年を過ぎた2016年8月3日に提訴がなされたことに関して、北部準州の出訴制限法 (Limitation Act) の定める提訴の期限<sup>78)</sup>を過ぎていることが、被告から攻撃された。

このような出訴制限をめぐる争点については、連邦裁判所規則 (FCR)

---

76) *Madgwick v. Kelly* (2013) 212 FCR 1 at para.151. 「原告は誰のために訴訟を起こすのかを定義し、それらの者がオプトアウトしない限り、関連する定義に当てはまるすべての者がクラスメンバーとなり、その結果に拘束される。潜在的なクラスメンバーがそれに同意しているかどうか、あるいは訴訟について知っているかにはかわらない。」

77) [2017] FCA 14.

78) 豪州・北部準州 (NT) 出訴制限法 (Limitation Act) 第12条1項 (b) は、不法行為に基づく訴訟は、請求原因が最初に発生した日から3年以上経過すると維持できなくなると定める。[2017] FCA 14, para.9.

2011 (Cth) のRule 30.01に基づいて決定される個別の裁判 (separate trial) において扱われるものとされた。個別の裁判で扱われる問題についていずれの州の法が適用されるかは、法の適用に関するルールによることになる。

本裁判では、判例法の行為地法主義ではなく、海洋石油・ガス貯蔵法 (OPGGS法<sup>79)</sup>) の法適用ルールに依拠されている。すなわちOPGGS法第8条および第80条によれば、モンタラ油田のある地域を含むアシュモア・カルティエ諸島の土地および水域は同諸島の法に服するものとされており、他方で、1933年のアシュモア・カルティエ諸島編入法 (Ashmore and Cartier Islands Acceptance Act 1933) (Cth) によれば、同諸島の領域ではノーザン・テリトリーの法が妥当するとされる。したがって北部準州の法が、出訴制限についての個別裁判の準拠法として適用されている。

北部準州の出訴制限法によれば、不法行為に基づく訴訟については請求原因の発生から3年以上経過すると提訴できないとする制限期間が設けられており、裁判所が制限期間を延長する権限を有しているが、出訴制限法第44条3項は、期間の延長が認められる条件として、原告が自らの訴訟にとって重要な事実 (facts material to the plaintiff's case) を制限期間満了前1年間のいずれかの時点まで、または制限期間満了後にそのような事実が発生した時点まで認識しておらず、かつ、原告がこれらの事実を認識した後1年以内に訴訟が開始されたものとして、裁判所が納得した場合と定めている<sup>80)</sup> (Sec. 44条3項 (b) (i)<sup>81)</sup>)。

---

79) Offshore Petroleum and Greenhouse Gas Storage Act 2006 (Cth) (OPGGS法)。

80) [2017] FCA 14, para.12.

81) Limitation Act, Sec. 44条3項「(b) 裁判所は以下の場合に本法に定める制限期間を延長する権限を有する。(i) 原告の訴訟にとって重要な事実が、制限期間の満了前12ヵ月以内のいずれかの時点まで、または、制限期間の満了後に発生するまで、原告によって認識されておらず、かつ、原告がこれらの事実を認識した後12ヵ月以内に訴訟が提起されたこと。そして、事件のすべての状況において、期間延長を認めることが正当であること。」

原告グループ代表のSanda氏は、2015年8月2日（主たる訴訟の開始の12ヶ月前の日）以前には、自分の訴訟にとって重要な事実のすべてを知らなかったと主張した。重要な事実の大半は、原告の代理人である法律事務所との会合をもった2015年10月に初めて知った、としている<sup>82)</sup>。重要な事実とは、その後の判断により確定されたところでは、本件訴訟の請求原因の主要な事実である<sup>83)</sup>。

出訴制限法第44条のいう「原告 (plaintiff)」は、同第4条で「訴訟提起者 (a person bringing an action)」と定義されており、FCAA第33C条では、

82) [2017] FCA 1272, para.51. 「彼の村には新聞がなく、新聞を読んだこともないという申立人の証拠を受け入れる。また、携帯電話は持っているが、子供と話すときにしか使わず、インターネットにも接続していないという申立人の証拠を認める。また、申立人の家庭ではコンピュータを所有したことがなく、2015年10月以前には、村でコンピュータを所有している人を知らなかったという申立人の証拠も認める。」 (para.54-55)

83) 豪州連邦裁のYates判事は、グループ代表のSanda氏が認識していた「事実」については、次のように認定した。「2015年8月2日以前に、申立人は以下のことを知っていた。すなわち [第1に] 豪州からの石油流出があったこと。[第2に] 流出した石油が彼の海藻の収穫に損害を与えたいこと。[第3に] 流出は『Montara』と『PTTEP』に関連していたこと。しかし申立人は当時はこれらの名称の意味を知らなかった。」 ([2017] FCA 1272, para.60) 他方で、Sanda氏が認識していなかった「重要な事実」については、次のように認定した。「申立人は2015年10月12日まで以下のことを知らなかった。すなわち [第1に] 油流出は油井から発生したものであること。[第2に] 『Montara』は『油井』の名称であり、ロテ島の南約250kmの豪州の海域にあったこと。[第3に] 『PTTEP』とは油井を操業していた会社の名称であること。[第4に] 『PTTEP』は豪州の会社であること。[第5に] 『PTTEP』には『規則と法律に従って』油井を操業する法的責任があること。[第6に] 油流出は、『PTTEP』が『この責任を果たさなかった』ために起こったこと。[第7に] 油が広がるのを防ぐために、流出した油に化学薬品が適用されたこと。[第8に] 豪州海洋安全局 (AMSA) がその化学物質を適用したこと。[第9に] 油流出のために被ったとされる損失や損害について、豪州で『PTTEP』に対して法的措置を執ることが可能であったこと。」 ([2017] FCA 1272, para.61)。

代表訴訟は「グループの1名以上が、他のグループメンバーを代表して訴訟を行う」と定めているため、原告代表以外のグループメンバーが出訴制限法第44条のいう「原告」にあたるか<sup>84)</sup>、すなわち出訴期限の制限期間の延長を裁判所が判断する際には、メンバー各人について所定の日まで重要な事実を知っていなかったかどうかの認定を行う必要があるかが問題となった。

豪州連邦裁のGriffiths判事は、この点につき、「制限法第44条に基づいて期限を延長する裁判所の権限は、申立人だけでなく、同条の要件を満たすことができるグループメンバー（クラス定義において定義されている）の各人にも適用される」と判断した<sup>85)</sup>。すなわち、豪州連邦裁判所法（FCAA）第IV A部の集団訴訟制度においては、グループ代表者とグループ構成員の両方が訴訟手続を開始したものとして扱う、その結果として出訴制限法第44条の要件はグループ代表と各構成員の両方に等しく適用される、とである。したがって集団訴訟のグループメンバーは、各人の状況が出訴制限法第44条（3）（b）の要件を満たすことを裁判所に説得する必要があるとされた<sup>86)</sup>。

その後の2017年11月15日決定<sup>87)</sup>において、原告代表のSanda氏1名について制限期間の延長が認められた<sup>88)</sup>。他の原告グループメンバーについては、Sanda氏が代表する訴訟についての本案審理が終結してから、出訴制限法44条の条件を満たすかにつき審理がなされることになった。

---

84) 「（制限法）第44条3項のいう「原告が事実を認識してから12ヶ月以内に訴訟が提起されたこと」という要件を考慮すると、代表訴訟のグループメンバーは訴訟を提起した「原告」といえるかが問題となる。（[2017] FCA 14, para.25）。

85) [2017] FCA 14, paras.51, 56, 60.

86) [2017] FCA 14, para.60.

87) [2017] FCA 1272.

88) [2017] FCA 1272, para.1.「本訴訟における申立人の請求に適用される制限期間は、Limitation Act（NT）1981の第44条に従い、2016年8月4日まで延長される。」

## 2 *Sanda v PTTEP Australasia (Ashmore Cartier) Pty Ltd* (No 2) (9 June 2017)<sup>89)</sup>

豪州の集団訴訟制度には、クラス認定の手続がないため、原告が申立てのなかでクラスを定義できる。

### 1) グループメンバーの定義

訴状では、原告グループメンバーとされる条件は次のように記載されていた<sup>90)</sup>。

(a) 2009年8月から2014年8月までの期間の一部または全部において、インドネシアで海藻養殖業者として事業を行っていた。

(b) 以下の損失または損害を被った。

(i) モンタラ流出油の影響による海藻生産量の減少または損失。

(ii) 所有する海藻がモンタラ流出油により破壊されたことによるもの。

(c) 訴訟手続開始の12ヶ月前までに、訴状に記載された請求の原因となる重要な事実の一部または全部を認識していた。

(d) 訴訟手続の開始前に、Harbour Fund II LP<sup>91)</sup>と訴訟資金提供契約を締結している。

### 2) 損害の地理的範囲および損害の種類

流出油による損害について、原告の訴状では、以下のように記載されていた（訴状第95項）。すなわち、「モンタラ油流出の炭化水素は、以下を含む東ヌサ・トゥンガラ州（Nusa Tenggara Timur: NTT）の沿岸地域の海洋

---

89) [2017] FCA 644.

90) [2017] FCA 14, para.6.

91) 第三者機関（サードパーティ）としての訴訟費用提供ファンド。英国と香港に拠点がある。

生態系に影響を与えた。(a) クパン (Kupang) 県, (b) クパン市, (c) ロテ・ンダオ (Rote Ndao) 県, (d) 東スンバ (Sumba Timur) 県, (e) 西サブ (Sabu Raijua) 県, (f) 中南部ティモール (Timor Tengah Selatan) 県。なお詳細については、専門家による証拠の提出後に提供される予定である。」としている<sup>92)</sup>。これらの地域は、訴状でモントラ流出油が到達したと主張される地域（訴状第94項）とほぼ一致していた。

訴状ではさらに、被告が以下のリスクについて注意義務を怠ったことが、記載されていた。すなわち第1に、PTTEP-AAが油井の適切な操業や停止を怠った結果、制御不能な油の放出が起こり、その結果、第94項で特定された地域の海洋生態系（同地域の海藻を含む）に損害を与えるリスク（財産への損害リスク）があったこと、第2に、PTTEP-AAが油井の適切な操業や停止を怠った結果、制御不能な油の放出が起こり、その結果、海藻の養殖に従事する事業者を含む、海洋生態系に依存する第94項で特定された地域に所在する事業者の商業活動を阻害または妨害するリスク（事業者への損害リスク）があったことである<sup>93)</sup>。双方のリスクの記載において第94項の地域が指定されていたが、海洋生態系の損害については第95項の地域が記載されるべきであること、第94項と第95項の指す地域が異なる可能性があることが被告から指摘された。さらに、被告は、申立人の事務局から、「クパン県（クパン市を含む）とロテ・ンダオ県の2つの地域と、それらの地域にある特定の村（関連する地域と村）に事件を限定した」と書簡で伝えられていたにもかかわらず、上記の第94項（と第95項）には、それ以外の地域が入っていること、上記の記載において「以下を含む」とされているのが、どこまでの地域を含むか不明瞭であることを指摘した。被告は、本件訴訟がクロード・クラスの代表訴訟により行われる以上、「グループメンバーとその海藻養殖活動の地域は比較的正確に知られていなければ

---

92) [2017] FCA 644, para.8.

93) [2017] FCA 644, para.9.



ならない」と主張した<sup>94)</sup>。

これに対して、原告は、本件訴訟では「グループメンバーのクラスが他の地域の他の海苔養殖業者に拡大される可能性がある」ため、そのような「以下を含む」といった書き方をしている旨主張した。

豪州連邦裁のYates判事は、たしかに本訴訟は「東ヌサ・トゥンガラ州の他の沿岸地域の海藻養殖業者を含むようにクラスが拡大される可能性を含んでいる」との理解を示した<sup>95)</sup>が、本訴訟において将来、グループメンバーのクラスを拡大して、他の地域や村で活動する海苔養殖業者を含める適切な理由がある場合は、その時点で修正の許可を求めることができる<sup>96)</sup>と述べた。

また、Yates判事は、原告の訴えには流出した油による損害のほかに分散剤による損害についての主張が混じっていると被告が指摘していることについて、原告の申立てでは、「分散剤が、訴状の第93項から第95項に記載されている地域や、とくに関連する地域および村に到達したとは述べられていないし、いずれにしても被告が分散剤の使用に関して注意義務を負っていたとは述べられていない。」<sup>97)</sup>とし、「申立人は被告が分散剤の散布に責任を持たないことを認めて」おり、分散剤の散布は「豪州海事保安局 (AMSA) がモントラの油流出に対応して分散剤を使用するオペレーションを実施した」ものであり、「申立人は口頭で、被告がH1 油井を過失で操作した結果 [...] 油を分解するために [...] 有毒な分散剤を使用することは、合理的に予見できる結果であると主張した」が、訴状ではそのような主張を述べておらず、「第97項 (a) と (b) でそれぞれ言及されている財産への損害のリスクとビジネスへの損害のリスクは、炭化水素の放出だけに関して主張されて」いることを述べ、原告が追及している被告の注意義務

---

94) [2017] FCA 644, para.15.

95) [2017] FCA 644, para.18.

96) [2017] FCA 644, para.21.

97) [2017] FCA 644, para.29.

務（「被告にとって合理的に予見可能であったとされるリスク」）もまたこれらにとどまっていることを指摘した<sup>98)</sup>。

結論として、Yates判事は、訴状における第94項と第95項を削除してロテとクバンの2つの地域とその関連地域に限定して訴状を修正する機会を原告に与えた<sup>99)</sup>。

### 3 *Sandra v PTTEP Australasia (Ashmore Cartier) Pty Ltd* (No 7) (19 March 2021)<sup>100)</sup>

#### 1) 因果関係

本裁判で扱われた主要な争点の1つは、因果関係である。海洋の場合は、多数の海流による影響があり、外国への汚染の到達や拡散についての予見可能性や、因果関係の認定に困難が生じる。

因果関係の判断のために、複数の科学者によって、2009年8月の事故発生から11月の噴出停止までの3ヶ月間の、モンタラ油田とインドネシアの間の東ティモール海の海流の流れを検証する作業が行われた。検証作業において、流出軌跡のモデル化の方法について科学者の見解が対立し、2つの流体力学モデルのそれぞれに従った検証がなされた<sup>101)</sup>。その結果、モンタラ海底油田から流出した油がインドネシアのロテ島やクバン島の海域に到達したか否かについては、用いられた軌跡モデルにより、結論が真逆になった<sup>102)</sup>。

軌跡モデルの結果に差異を生じた要因の1つには、インドネシア多島海の島々の間を流れる海流の特色として、インドネシア通過流（Indonesian Through Flow: ITF）と呼ばれる海洋現象があり、ITFを軌跡モデルにおい

---

98) [2017] FCA 644, para.35.

99) [2017] FCA 644, para.38.

100) [2021] FCA 237.

101) [2021] FCA 237, para.551.

102) [2021] FCA 237, para.625.

てどこまで考慮すべきかにつき、科学者の見解が分かれたことがある<sup>103)</sup>。一方では、海面を漂う油はITFの西向きの流れに巻き込まれ、東インド洋の方向に流されるはずであるという見解が示され<sup>104)</sup>、これに対し、ITFは幅・強さ・方向・インドネシアの海岸線からの距離が常に変化する動的な現象であり、海面の漂流物を遮断するように一定に流れているものではない、という他方の見解が対立した<sup>105)</sup>。

豪州連邦裁のYates判事は、前者の見解に立つ軌跡モデリングは、この流れの強さを過大評価していることや、また、漂流した油の量を考慮していない等の点を指摘しつつも<sup>106)</sup>、結局は、専門家の検証した軌跡モデルの結果ではなく、豪州海洋安全局（AMSA）の航空機から視認された油の目撃情報、すなわち分散剤の散布時に確認された海面に浮かんでいた漂流油の流れや幅<sup>107)</sup>、また、インドネシア島民やNGOが証言した島の沖合いや海藻養殖場のなかで浮遊しているワックス状の球体や残留物の観察結果<sup>108)</sup>の方を、モントラ油田の流出油がインドネシアの島々の海域まで到達したことを裏付ける証拠として重視すべきであるとした。

因果関係につき、Yates判事は、最終的に、「蓋然性の高さから（on the balance of probabilities）H1 油井の爆発から生じたモントラ油田の油は、ロテ島およびクパン島の沿岸地域に到達しただけではなく、現地の養殖海藻に対し迅速で劇的な損失を引き起こし、または最も少なく見積もっても、その損失に実質的に貢献したことが認められる。海藻栽培漁師の証言に鑑みて、養殖海藻の死滅が油の到達と一致することに疑いは生じ得ない。」<sup>109)</sup>（para.1008）と判示した。

---

103) [2021] FCA 237, para.630.

104) [2021] FCA 237, para.636.

105) [2021] FCA 237, para.632.

106) [2021] FCA 237, paras.632-639.

107) [2021] FCA 237, paras.642-644.

108) [2021] FCA 237, para. 639.

2) 注意義務の「存在」と「違反」—合理的な予見可能性

本裁判での争点には、インドネシア領海の住民に対して被告が注意義務を有していたかという点がある。

原告の主張によれば、海底石油の掘削や油井の操業は、本来、危険かつ極度に有害な活動であり、石油生産ライセンス（許可）を国から受けた者として、被告PTTEP-AAは、OPGGA法第569条に基づく法的義務を負っており、油井の休止や操業がきちんとしていなければ炭化水素の制御不能な噴出を引き起こすリスクがあったことや、また噴出に対して化学分散剤を散布することで、ロテ島やクバン県の海洋生態系に損害をもたらす結果を伴うことについて「合理的に予見可能であった」、とされている<sup>110)</sup>。

他方、被告の主張によれば、インドネシア領海の島々にまで油田から噴出した炭化水素が到達することは、合理的に予見可能ではなく、そのことは、被告の作成した油流出事故防止計画（Oil Spill Contingency Planning）（以下「OSCP」）<sup>111)</sup>における流出油の軌跡モデルを引き合いに出せばわかることであるとされた<sup>112)</sup>。OSCPは、当時実施されていた海洋油濁事故の対策のための油田での一般的な実務や、国際的なベストプラクティス、豪州連邦政府の「石油およびその他の有害物質による海洋汚染に対処するための国家計画（National Plan to Combat Pollution of the Sea by Oil and Other Noxious Substances）」（ナショナル・プラン）に沿って作成されたものであり<sup>113)</sup>、海底油田の生産開始後に油が搭載された運搬船のウイングタンク

---

109) [2021] FCA 237, para.1008.

110) [2021] FCA 237, paras.1021-1025.

111) 油の流出による環境への影響を緩和するための戦略についての「油流出事故防止計画（OSCP）」は、1999年環境保護・生物多様性保全法Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (Cth) (the EPBC Act) に従い、2009年5月19日にFTTEP-AAにより豪州政府に提出され、2009年6月5日に環境水資源省により承認を受けたものであった。

112) [2021] FCA 237, para.1028.

113) [2021] FCA 237, para.41

から油が流出したケースを想定し、流出油が海洋において漂流する軌跡についてのモデル化を行っていた。

Yates判事は、必要なのは、OSCPにおいて扱われている最悪のケースのシナリオに、注意の焦点を合わせることでであると述べた<sup>114)</sup>。そして、「OSCPがとくに取り組んでいたのは、豪州、ティモール、そしてインドネシアの海岸線が流出油の影響を受ける危険性があるか」であり、「H1 坑井から離れているにもかかわらず、豪州、ティモール、インドネシアの海岸線への影響の問題がOSCPにおいて取り上げられていたという事実は、H1 坑井から流出した油の影響によって、これらの海岸線が被害を受ける可能性（海洋生態系の一部である海岸線の動植物を含む）があるという現実的な可能性と懸念とを認識していたことを示している」とした<sup>115)</sup>。

Yates判事は、「たしかにOSCPでのモデル化はインドネシアの海岸線への影響が生じることは示さなかった（showed no impacts）。しかし、このことはほとんど慰めにはならない […]」。原告が述べているように、OSCPのために行われたモデリングは、H1 坑の生産開始後に発生した特定の流出事故（船舶のウイングタンクからの油の流出）による油の運命を対象としたものである。OSCPのモデリングは、数週間続く可能性のある坑井のプロアウトから制御不能で流出した油の運命を対象としたものではなく、またそれを扱うものでもなかった。 […] もし2009年（H1 油井の爆発前）に、数週間にわたる坑井の制御不能な噴出をモデル化することを選択していれば […]、油がロテ（Rote）の海岸線に接触する可能性が高い（90%）ことを実際に知っていたはずである。」<sup>116)</sup>と述べ、以上からインドネシアのロテ

---

114) [2021] FCA 237, para.1029.

115) [2021] FCA 237, para.1037.

116) [2021] FCA 237, para.1038. 「被告は、[船舶] ウイングタンクからの油の損失だけをモデル化し、過失行為によってもたらされた実際のリスクである数週間続く可能性のある坑井の爆発による油の損失をモデル化しないことを選択したという理由だけで、注意義務を免れることはできない。」(para.1039)

島やクバン島の海域までモンタラ油田の油が到達することの合理的な予見可能性があったこと、すなわち域外のインドネシア領海の島民に対する被告の注意義務が「存在」していたことを認めた<sup>117)</sup>。

さらに、注意義務の「違反」につき、Yates判事は、「この問題は、別の予見可能性の問題（a different question of foreseeability）を提起している。」<sup>118)</sup>とし、被告が2つのリスクについて注意義務を怠っていたとする原告の主張をそのまま認めている。すなわち、因果関係が認定された被告の行為による損害の発生、すなわち被告が油井の適切な操業・停止を怠ったことによって、第1に、海藻作物の死滅や生産量の低下を含めた東ヌサ・トゥンガラ州沿岸部の海洋生態系が損傷を受け、かつ第2に、海洋生態系に依存している同地域の事業者のビジネス商業活動に損失を生じたことについて、被告に注意義務の違反があったと認定した<sup>119)</sup>。

Yates判事は、被告が原告グループメンバーに対して責任を負うべき損害の適切な基準としては、「損失を被った期間に、各メンバーが海藻の生産で得た実際の純利益と、被告の過失がなければその者が得たはずの純利益との差」であるとした<sup>120)</sup>。最終的に、豪州連邦裁は、PTTPEP-AAに対し、原告グループの代表Sanda氏に2億5,300万IDR（2万2,700豪ドル）を支払うよう命じた<sup>121)</sup>。この決定はPTTPEP-AAが上訴しなかったため確定した。他のグループメンバーへの補償については、現在、豪州連邦裁において引き続き審理されている。

---

117) [2021] FCA 237, para.1040.

118) [2021] FCA 237, para.1044.「すなわち、証明された作為または不作為によってもたらされている有害作用（harm）についての予見可能性である。」（*Ibid.*）

119) [2021] FCA 237, paras.1049-1050.

120) [2021] FCA 237, para.1170.

121) インドネシア政府から国連への書簡（前注44）para.31.

## Ⅶ 考 察

### 1 外国での損害に関する海外住民による集団訴訟の裁判管轄

本件訴訟は、国境を越えた汚染による越境的環境損害についての豪州での初の集団訴訟である。もっとも、豪州の裁判所において海外の原告による豪州企業に対する環境損害の集団訴訟が起こされたのは、本件が初めてではなく、先例として、パプアニューギニアの鉱山から鉱山近くの河川に廃棄物が投棄され続けたことによる汚染について、被害地域の土地所有者から、鉱山の操業会社の株主<sup>122)</sup>であった豪州企業B.H.P.に対し、1994年5月に豪州ビクトリア州上位裁判所（Supreme Court of Victoria）において集団の代表訴訟が提起されたOk Tedi訴訟<sup>123)</sup>がある。

同訴訟においてまず争点となったのは、「他の主権国家で発生した問題を、豪州の裁判所が裁くことができるか」という点であった。被告B.H.P.は、英国貴族院（House of Lords）のBritish South Africa Co v Companhia de Mozambique<sup>124)</sup>が示した、外国の土地への侵害に関する訴訟はその土地の所在する国の裁判所しか審理することはできないとする原則（上記の貴族院判例からモザンビーク・ルール<sup>125)</sup>と呼ばれる）を根拠に、ビクトリア州最高裁には原告の訴えを審理する裁判管轄権がないと主張した。

---

122) パプア・ニューギニア（Papua New Guinea）の西部州にあるオク・テディ（Ok Tedi）銅山は、BHP社（52%）、カナダのメタルマイニング社（18%）、PNG政府（3%）の共同出資によるOk Tedi Mining Limited（OTML）によって運営されていた。

123) Dagi訴訟（*Dagi and Others v BHP and OTML* (Dagi No.1), Victorian Supreme Court, 22 September 1995, p.1.）など、7つの請求原因に基づく各請求に関する諸々の裁判を総称してOk Tedi訴訟と呼ばれる。

124) [1893] AC 602.

125) 英国貴族院のモザンビーク判決および英国・米国・豪州における同ルールの変遷については、種村佑介「いわゆる『モザンビーク・ルール』について」『早

豪州連邦議会では、Ok Tedi訴訟についてのSpry報告書<sup>126)</sup>がまとめられた。同報告書によれば、モザンビーク・ルールの根拠としては、一方では、「その土地に権利を付与し、その権利に関する問題を判断することは主権者の特権である (it was the prerogative of the sovereign to grant, and to determine issues as to, title to, that land)」との領土法的な考え方、ないしは上記の英国貴族院によるモザンビーク判決において国際法のVattelの見解を引用した、「問題が土地の所有権または所有権に付随する権利に関するものである場合には、その種の財産は、それが所在する国の法律に従って保有されるべきであり、それを付与する権限はその国の支配者に帰属するものであるから、この種の財産に関する論争は、その財産が属する国でのみ決定することができる。」<sup>127)</sup>との考え方があり、他方では、土地の所在地ではない国の裁判所がその土地の所有権等の権利に関する問題についての決定を下しても執行できないため、その種の権利についての審理を行うことは無意味である、との実務的な考慮があるとされる。

モザンビーク・ルールは、英国では1982年の「民事裁判管轄・判決法 (Civil Jurisdiction and Judgement Act)」第30条<sup>128)</sup>において、不動産の所有権等の問題への適用を留保して、廃止されている。

---

稲田法学』87巻3号 (2012) 91-130頁 (同『国際不法行為法の研究』(成文堂2017年) 283頁-324頁)。

126) Australian Parliament Current Issues Brief No. 9 1995-96. Max Spry, 1995, 'Ok Tedi - The Legal Issues', 20 November 1995 (Spry報告書)。

<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22library/prspub/P8M20%22>

127) *British South Africa Co v Companhia de Mozambique* [1893] AC 602. 同判決は1995年のSpry報告書 (前注126) で引用されている。

128) 英国1982年民事裁判管轄・判決法 (UK Civil Jurisdiction and Judgement Act 1982) 第30条 (不動産に対する不法行為 (torts to immovable property) に関するイングランドおよびウェールズまたは北アイルランドにおける訴訟) 「(1) イングランドおよびウェールズまたは北アイルランドの裁判所が不動産



Spry報告書によれば、Ok Tedi訴訟において、豪州ビクトリア州上位裁判所のByrne判事は、1995年9月22日のDagi (No.1) 決定<sup>129)</sup>で、コモンローにおいては「裁判所は、外国の土地に対する所有権または占有権の、いずれかの権利に本質的に関わる請求を受理することを拒否する。そのような請求は、その土地が存在する場所の法律に基づいて発生し、その場所の法廷でのみ争うことができるからである。」としたが、しかし、1995年11月10日の決定<sup>130)</sup>において、同判事は、Ok Tedi訴訟の請求のなかには、一方では、Dagi氏の請求のように土地の所有権や占有権に基づく請求もあれば、他方では、現地で商業や漁業を営んでいた者や河川の水を使用していた者からの、土地に損害を与えた過失を追及する請求もあり、後者の請求は、土地や水に対する所有権や占有権に基づく申立てではなく、「アメニティの喪失と特定の方法で生計を立てる能力の喪失あるいは漁業から商業

---

への侵入または不動産に影響を与えるその他の不法行為に関する裁判を行う管轄権 (jurisdiction) は、その裁判が不動産の所有権または占有権に関する問題に主に関係している場合を除き (unless the proceedings are principally concerned with a question of the title to, or the right to possession of, that property), 問題となる不動産が英国のその地域の外に (outside that part of the United Kingdom) 所在している場合にも及ぶ。」

129) Dagi and Others v BHP and OTML (Dagi No.1), Victorian Supreme Court, 22 September 1995, p 1.

130) Byrne J, Supreme Court, Vic, 10 November 1995, p 12. 「現在主張されている原告の過失の請求原因 (the plaintiffs' causes of action in negligence) の基礎または重要な点は、原告が所有権または占有権を主張する土地への損害ではなく、むしろ、有害な影響を受けた土地、水、および氾濫原から、特定の方法で生活の糧を得るための快適さと能力を喪失することである (the loss of amenity and ability to derive their subsistence in a particular way, that is, from the injuriously affected land and water and floodplains)。」同判決については、Melissa Perry [1996], *Recent Developments: The Ok Tedi Decision - The Long Arm of the Jurisdiction of Australian Courts*, in: *AMPLA Yearbook* 1996, p.555-565, available in: <http://www.austlii.edu.au/au/journals/AUMPLawAYbk/1996/30.pdf>

的な利益を得る能力の喪失」に基づく申立てであるため、モザンビーク・ルールは適用されない、したがって豪州の裁判所は後者のような訴えについては審理できると判断した。Spry報告書によれば、このようなByrne判事の判断は、土地に対する環境損害の場合には、その土地を使用または占有する権利の法的根拠をどのように主張するかによって、モザンビーク・ルールを回避することが可能になることを示したものとされている。

豪州連邦裁判所の国際裁判管轄については、対人管轄も、不法行為管轄も、豪州との関連があれば認められ、かつ国内でも、豪州連邦法が適用される問題については豪州連邦裁の裁判管轄が認められるため、本件モンタラ訴訟は、豪州のいずれの州の州都にある豪州連邦裁でも提起することができたはずである。実際の訴訟においてシドニーでの訴訟提起が選ばれたのは、NSW州が制定法の規定をもってモザンビーク・ルールを廃止しているためであると思われる<sup>131)</sup>。

豪州の司法は上述のように国外送達について広いロング・アーム法を持つため、外国の土地に対する不法行為の問題についての豪州企業に対する裁判を行うことができる。

ハーグ国際私法会議 (HCCH) の2019年の「民事・商事事件の外国判決の承認・執行に関する条約」(ハーグ判決条約)<sup>132)</sup>は、その第6条において、不動産物権の問題についての判決の承認および執行のための専属的な間接管轄を定めている<sup>133)</sup>。豪州がハーグ判決条約に加盟すれば、豪州での裁

---

131) 豪州の司法では、制定法により法律が定められている場合は、裁判所は例外を認める余地のない解釈をするとされる。豪州の司法機能につき、平良「オーストラリアにおける外国判決執行の問題」『法學研究：法律・政治・社会』50巻11号 (1977) 1頁 (13頁)。

132) Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters (Hague Judgements Convention), available at: <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=137>

133) 2019年ハーグ判決条約 (前注 39) 第6条 (承認および執行に関する専属的管

判上で、原告の請求に従い、外国に対する越境的環境汚染が外国の土地の所有権や占有権の問題に主に関わっていると性質決定された場合には、豪州の当該判決が、不動産所在地以外の裁判所が下した判決として、モザンビーク・ルールを支持している諸国やハーグ判決条約の加盟諸国において承認執行されない、という問題に直面することも考えられる。

そこで、海洋汚染などによって近隣国に生じた損害が、民事訴訟において、外国の土地の所有権や占有権に主に関わる問題として扱われる以外に、どのような法的問題として構成され得るかが問題となる。

## 2 海洋生態系に対する損害

海洋汚染による損害は、国際河川に関する議論からすれば、これまでは、沿岸部の土地や、住民の身体や財産、生活や事業を営む権利に対する損害として捉えられてきたが、昨今では、そのほかにも、水や自然環境そのものに対する損害として捉えられる可能性が生じている。EUでは、2004年の環境損害指令<sup>134)</sup>により、自然環境 (natural habitats) や水 (water)、土壌 (soil) に対する損害が認められている。それに対応して、Rome II 規則<sup>135)</sup>における環境損害に関する抵触法ルール<sup>136)</sup>の解釈においても、河川など

---

轄原因 (Exclusive basis for recognition and enforcement) 「第5条にかかわらず、不動産に対する物権に関して裁定した判決は、その不動産が判決国に所在する場合にかぎり、承認および執行されるものとする。」同条の解説につき、西村優子「2019年ハーグ判決条約における不動産所在地の間接管轄」『西南学院大学 大学院研究論集』13号 (2021) 1頁 (11頁)。

134) Directive 2004/35/EC of 21 April 2004 on environmental liability with regard to the prevention and remedying of environmental damage OJ L 143, 30.4.2004, p.56-75.

135) Regulation No 864/2007/EC of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II), OJ L 199/40.

136) Rome II 規則第7条 (環境損害) については、中村健太郎「環境損害に対する国際私法的アプローチ—ローマII規則及び通則法の検討を通じて—」『企業法研究の序曲IV』(企業法学論集4号) (同友館 2016年) 71頁以下。

水の流れに対する侵害を不法行為として捉え、汚染の影響が生じた流域全体を、侵害の結果発生地と捉える考え方が出されている<sup>137)</sup>。その流域が複数の国にわたっている国際河川や海洋の場合には、汚染の影響が生じたすべての国が結果発生地とされることで、不法行為の準拠法として、複数ないし多数の国の法が適用される可能性があるとされている。

日本の「法の適用に関する通則法」(以下「法適用通則法」)第17条は、原因行為地と損害発生地とが異なる隔地的不法行為について、結果発生地の法の適用を定めている<sup>138)</sup>。複数の結果発生地が存在する場合には、より重要な結果が発生した地の法を適用すると解釈されてはいるものの、海洋汚染の場合には、いずれの場所での侵害結果がより重要かは判断が分かれる可能性がある。また、法適用通則法第17条ただし書きは、例外として、結果発生地での結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法を準拠法とすることを定めるが、海洋汚染の場合、遠距離にある外国の海岸線まで汚染が到達し、その国で被害が発生することが通常予見できないケースにあたるかは、本件のように、

---

137) Hüßtege/Mansel, Rom-Verordnungen, Nomoskommentar, Bd. 6, 2. Aufl., 2015, Rome II, Art.7, S.390, Rdnr.8 [von Plehwe]によれば、国際河川などの流れる水 (fließender Gewässer) の汚染の場合、拡がった汚染の土地やその範囲における水の流れ (Flusslauf) が結果発生地 (Erfolgsort) であるとされる。また、Dickinson, Rome II Regulation, Art.7, para.7.20によれば、水の汚染 (water pollution) や大気汚染の場合には変化が広範囲に拡がり得るが、原則的に損害は、水の質や空気の質に対する有害な影響が存在する、すべての国において生じたと見なされねばならないとされ、このような変化が川の水の流れや風によってもとの汚染源から拡散したことの結果として生じたとしても同じであるとされている (para.7.20)。

138) 法適用通則法第17条「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」同条の内容の解説については、中西康「法適用通則法における不法行為」『国際私法年報』9号 (2007) 68頁。

海流の影響などをめぐり、科学者でも判断の分かれる問題となる可能性がある。

したがって、現行の法適用通則法第17条の規定は、海洋汚染の場合には、どの国の法が準拠法となるのかが予想できず、うまく機能しないことが考えられ、より明確化と柔軟化をはかる方向で規定を見直すことが必要ではないかと思われる。参考になるのはRome II 規則第7条<sup>139)</sup>であり、同条後段の定めるように、被害者が、損害の原因となった事象の生じた地の法の適用を望む場合には、同規則第4条1項の結果発生地法による原則から逸脱して、その地の法を適用するという遍在主義を認めるのも、環境損害についての準拠法の選定方法として、検討に値すると思われる。

さらに、自然環境そのものに対し、保護されるべき法益の享有主体としての法的地位を認めることが考えられる。すでに一部の国では、特定の河川に対し法的人格を認める動きも出てきている<sup>140)</sup>。そのように水や自然環境それ自体に法的な人格を見出す<sup>141)</sup>場合には、汚染により水や環境の

---

139) Rome II 規則（前注135）第7条「環境損害またはその結果として人または財産が被る損害による契約外債務に適用される法は、第4条第1項に従って決定される法〔結果発生地法〕であるが、損害の賠償を求める者が、損害の原因となった事象が発生した国の法に基づくことを選択する場合は、その選択された法とする。」

140) 2017年5月にコロンビアの憲法裁判所がアトラト（Atrato）川に法人格（a legal person）を認め、同じく2017年にニュージーランド議회가ワンガヌイ（Whanganui）川に人格権（legal rights of a person）を認めた。さらに同年、インドのウッタラカンド州高等裁判所（High Court of Uttarakhand）がガンジス（Ganges）川および支流のヤムナ（Yamuna）川に「生きている人間の地位（the status of living human entities）」を与えるとする命令を下したが、この命令は、同年7月7日にインド最高裁（Supreme Court）の決定によって覆された。O'Donnell, E. L., and J. Talbot-Jones, *Creating legal rights for rivers: lessons from Australia, New Zealand, and India, in: Ecology and Society*, Vol. 23(1):7, available at: <https://doi.org/10.5751/ES-09854-230107>

141) たとえば2008年にエクアドルが憲法上で「母なる地球の権利（the constitu-

質が悪化することが、損害として捉えられることになる。しかし国際河川のように、流域が複数の国にわたる場合は、流れる領域ごとに河川が別々の国に所属する法的人格を持つのか等の問題を生じることが予想される。海洋については、河川よりも広い流域を持つためか、法的人格や人格的権利を認めようとする動きは、管見のかぎりでは、出ていないようである。もっとも、海洋などの自然環境をグローバルコモンズ（地球人類の共有財産）として捉え<sup>142)</sup>、その上で、不動産の物権問題ではなく、不法行為の問題であるとして、裁判上で原告の請求を性質付けることは可能であると思われる。近時の環境保護団体による気候変動訴訟<sup>143)</sup>にはそのような認識が見られる。

本件訴訟では、海洋汚染の損害は、原告から2つの方向で主張された。すなわち、一方では、養殖の海藻作物を含む「海洋生態系」を財物（財産）として捉え、海藻作物の死滅や生産量の低下などの財産の滅失があったとの主張である。他方では、「海洋生態系」に依拠して事業を営んでいた事業者の商業活動が妨げられたという主張である。海洋そのものの汚染よりも、海産物やビジネスの基盤としての海洋生態系の汚染に、焦点が合わせられている。豪州連邦裁は、これら2つの主張を区別せず、一括して、不法行為の問題として性質決定している。

---

tional right of Mother Earth)」を認め、2010年にボリビアが「母なる地球の権利に関する法律the Laws on the Rights of Mother Earth」[パチャママ法]を採択したのがその例である。

142) 排出権取引も、自然環境を人類の共有物として捉える見方が背景にあるように思われる。排出権取引について、高橋宏司「排出権取引に関する国際私法問題 (1)～(5完)」『NBL』961号10頁・962号72頁・963号84頁・964号91頁・965号94頁。

143) 近時、海外では、国や企業が設定した二酸化炭素排出制限の目標値が気候変動対策としては不十分であるとして、環境保護団体が当該の国や企業に対して集団訴訟または団体訴訟を提起する例が増えている。代表的判例として、2021年5月26日ハーグ地方裁判所判決（前注6）。

海岸線沿岸部に居住する住民の人権侵害を、海洋汚染の影響として主張することも、本件訴訟では可能であったと思われる<sup>144)</sup>。しかしその場合には、法廷地の裁判所において、他国の住民の人権侵害を取り扱うことが、法廷地国の人権の概念内容や法的効果の捉え方、とくに憲法上の基本的人権による訴訟の可能性、および権力分立の原則における法廷地裁判所の立法府や行政府に対する権限の分立などが、裁判上の問題となることが予想される。また、国際人権条約などの法廷地国による国際約束を請求の根拠として援用する場合には、法廷地における条約の国内適用可能性の問題も生じ得るであろう。

また、汚染による人権侵害を主張する場合には、損害額の算定の問題や、損害との因果関係について、立証がさらに困難になることが見込まれる。たとえば人権について主張する場合は、住民の居住する地域について、その地理的範囲を、より厳格に限定ないし特定するよう、被告から求められると思われる。一般的に、集団的訴訟手続においては、原告グループメンバーの請求が同様の状況から生じているか、または各人の請求に共通する法的ないし事実的問題が存在することが条件とされている<sup>145)</sup>。海洋汚染

---

144) 2021年3月19日豪州連邦裁判決（本稿Ⅵ）について、「豪州連邦裁判の判決は、国境を越えた人権問題において重要な進展である。本判決は、豪州企業が、その事業によって影響を受けた他の法域の人々に対して注意義務を負う可能性があることを確認するものである。また、本事件は、不法行為法が、海外での人権や環境への悪影響に対する責任を企業に負わせる可能性があることを示しており、人権侵害の被害者に救済の道を提供するものでもある。」Human Rights Law Centre, 19 March 2021, available at: <https://www.hrlc.org.au/human-rights-case-summaries/2021/3/19/federal-court-finds-offshore-oil-field-operator-liable-in-negligence-for-death-and-loss-of-seaweed-crops-in-indonesia>

145) 豪州連邦裁判所法（FCAA）第4A部第33C条では、集団訴訟（代表訴訟）の条件として、(1) 7名以上の申立人が同一の被告に対して請求を行い、(2) 各人の請求が同様の状況から生じており、(3) 各人の請求に共通する法律上の重要な問題または事実上の重要な問題が少なくとも1つ存在するという条件が挙げられている。

による住民の生活環境に対する影響もまた地理的要因に大きく左右されるため、汚染による人権侵害を主張する場合にも、原告らの居住する地域が同様の地理的条件下にあるかが精査されるであろう<sup>146)</sup>。

### 3 汚染拡大防止のために国が執った措置による損害について

海洋汚染について、UNCLOSなどの国際条約上は、陸上の汚染源が所在する国など、管轄権をもつ国が、侵害の発生防止や拡大防止のために必要な措置を執ることを、義務付けられている。

しかし、汚染拡大防止のために国家が執った措置が、目的に対して必要ないし適切な範囲を超えていた場合に、当該措置により生じた損害について措置国が免責されるか否かは、これらの条約上、はっきりしていないように思われる。また、民事訴訟において、国による汚染拡大防止のための措置が、かえって損害を拡大する結果となったり、または別の損害を惹起した場合に、そのような措置が第三者による介在行為として引き起こした損害が、汚染者の責任に含まれるかは、判然としていない。本件では、流出した油の汚染拡大防止のために海面に散布された分散剤が、油とともに、または単独で、被害国の沿岸に漂着し、海藻などの海産物に損害を与えた可能性があることについて、インドネシアNGOの西ティモール・ケア財団、インドネシア政府および同国政府が組織したモントラ事故の紛争処理のためのタスクフォースは、事故の当時から一貫して指摘してきた。他方、豪州海洋安全局AMSAおよび豪州政府の任命したモントラ調査委員会は、

---

146) 本件では、訴訟を提起した当初は、ロテ島やクパン島を含む県のほか複数の県「を含む」東ヌサ・トゥンガラ州の沿岸部に損害が生じた、というように損害の地理的範囲を（後から修正できるようオープンな形で）定義していたが、被告から修正が求められ、結果、手続の途中からはロテ島とクパン島、周辺地域の島々における損害に限定されている。もっとも本件訴訟が他の地域に拡大する可能性については裁判上で認められており、その場合には裁判所の許可を得て原告クラスを拡大することができるとされた。



分散剤の散布は、油の汚染拡大を防止するための必要な措置であり、使われた薬剤の量や種類も適切なものであったと評価している。本件訴訟では、原告は被告企業の責任として分散剤による被害についても言及していたが、裁判所は、分散剤による損害については、油との混合物による損害として捉えることはあっても、単独での損害としては認めておらず、極力言及するのを避けているように思われる。

#### 4 域外の住民に対する越境的被害についての汚染者の注意義務

本件訴訟において被告は、噴出事故の防止につきOPGGS法に基づく石油生産ライセンス保有者としての注意義務違反（過失）があったことについては、裁判当初より争っていないが、噴出した油がインドネシアの海岸線まで到達したことについては十分な証拠がないとして認めず、同国の島民に対して注意義務を負うことも否定した。そのため2021年3月19日に原告代表の損害賠償請求を認める判決が下された裁判では、因果関係のほか、域外の島民に対する注意義務の存在および義務違反の有無が争点となり、汚染源の油が域外の同国の海岸線まで到達することが合理的に予測可能であったかが判断の基準とされた。

注意義務についての裁判所の審理では、油流出対応計画（OSCP）において検証されていた流出の範囲が決め手になるとされ、流出油の軌跡のモデル化において検証された地理的範囲のなかにインドネシアの海岸線が含まれていたことが、同国の住民に対する被告企業の注意義務を認める根拠となると判断された。このように企業が侵害の発覚の前に作成公表していた文書をもとに当該企業の注意義務について審査する手法は、人権侵害についての企業の責任を審査するデューディリジェンスの手法と相似性があるように思われる。

不法行為に基づく訴えについては、豪州最高裁（High Court of Australia）は、長らく、法廷地法と行為地法の累積によるダブル・アクション・ビリティ・ルール<sup>147)</sup>をとってきた<sup>148)</sup>が、21世紀に入って以降、行為地法主義（lex loci

delicti) (原因たる行為が行われた地の法による原則) を採用するに至ったとされる<sup>149)</sup>。しかし、本件の豪州連邦裁は、判例法上の行為地法主義には言及せず、豪州連邦裁の民事管轄原因としての豪州連邦法である海洋石油・ガス貯蔵法 (OPGGS法) 中の管轄配分ルールに従い、モンタラ油田の所在地であるアシュモア・カルティエ諸島の法から、同諸島の地域を管轄する北部準州の法を個別裁判の準拠法として導いている。

海洋掘削リグまたは洋上掘削施設の所在国が、事故発生の際の操業事業者の責任を定めた特別法を立法している場合、そのような法は、国際私法上の法適用規則を介して、または、強行的に準拠法如何にかかわらず適用される。洋上掘削施設に起因する特別の賠償責任が特別法の形で立法化されていなければ、一般的な私法上の責任規定が準拠法として適用されることになる。モンタラ事故当時の2006年OPGGS 法には民事賠償責任の規定

---

147) 不法行為の成立と効力について、法廷地法と不法行為地法 (原因となる事象の発生地の法) 双方の法によって訴訟が可能であることを要件とする原則が、ダブル・アクションビリティ・ルールと呼ばれる (英国 (イングランド) 国際不法行為法上の「二重の規則」について、種村『前掲書』(前注125) 7頁以下)。Ok Tedi訴訟についてのSpry報告書 (前注126) では、*Phillips v Eyre* (1870) LR 6 QB 1 を援用して、次のように説明されている。「(1) [法廷地の] ビクトリア州で事件が発生していれば、原告は現在主張している請求を行うことができたであろうこと (had the events occurred in Victoria, the plaintiff would have been able to make the claim he or she is now claiming), (2) 原因となる事象が起こった場所の法律 (the law of the place where the events occurred) によれば、その事実が、原告が行使しようとする種類の責任 (a liability of the kind the plaintiff seeks to enforce) を生じさせ、かつ、判決の時点で生じさせ続けていること。」

148) 中西「前掲論文」(前注128) 68頁によれば英国でもダブル・アクションビリティ・ルールはすでに廃止されている (87頁)。

149) Robert Pietriche, *The Ascendancy of the Lex Loci Delicti: The problematic Role of Theory in Australian Choice of Law Rules*, [2015] Melbourne Journal of International Law, Vol.16(1), 2015, p.86.

がなかったが、2016年の改正により同法には民事賠償の規定が補充されている。

日本では「海洋汚染防止法」(昭和45年法136号)に施設設置者の防除措置義務および防除費用負担義務などの規定がある<sup>150)</sup>が、民事賠償については同法には特別の規定はない。防除とは、一般に、被害発生の原因や経路等を解明し、被害防止技術を用いて被害の軽減を図ることであり、かりに日本の領海内に設置された海洋掘削リグ等の施設の事故により、国境を越えた域外での損害が生じた場合には、防除に関する同法の規定は、法適用通則法の規定を介して、または、強行的適用法規として、適用される可能性がある。民事賠償については、領海内の油井において操業されている海洋掘削リグに由来する事故の場合は、船舶のようにリグが登録されていれば登録国の法、さらにリグの保有者ないし操業者の本国法も関係してくるが、基本的には、領海における海底活動のための施設(UNCLOS第208条)に由来する汚染として、リグの設置地の国、すなわち掘削対象の油井について国家管轄権を行使し、掘削事業に行政上の許可を付与し、監督を行う国の法が、より密接な関係を持つ法(法適用通則法第20条)として、適用されるべきであろう<sup>151)</sup>。

(本学法学部教授)

---

150) 小林寛「洋上掘削施設に起因する油濁事故に対する責任制度に関する一考察」『早稲田法学会誌』66巻1号(2015)97頁(114頁)。

151) 同様に洋上リグの設置された所在地の法による考え方として、Kristoffer Svendsen, *The Impact of Choice-of-Law Rules in Cross-Border Pollution Damage caused by Petroleum Spills from Offshore Rigs and Installations: The Case of Barents Sea*, in: *The Yearbook of Polar Law* VIII (2016), p.163.